



二宮尊徳の農村開発

植松, 忠博

(Citation)

国際協力論集, 2(1):1-39

(Issue Date)

1994-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00181191>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00181191>



二宮尊徳の農村開発*

植松忠博**

はしがき

本稿は江戸時代後期から幕末にかけて、関東一円で活躍した農村開発指導者、二宮尊徳の実践と思想を究明しようとするものである。二宮尊徳といえ、60歳台以上の世代にとってはすぐ、「修身」の教科書に現れた親孝行で勤勉な少年二宮金次郎を思い起こされるであろう。反対に、戦後世代にとっては知られざる過去の一人に過ぎないのかも知れない。筆者にとっても長い間、二宮尊徳は母校の小学校の校庭の片隅に薪を背負って立っていた金次郎少年以上の知識がなかった。ここで取りあげる二宮尊徳は、あの少年のその後の姿である。

二宮尊徳については、戦前の「修身」の授業のなかでいくぶん偶像視して教えられたことに対する反動も作用して、戦後は捨てて顧みられない状況がつづいてきた。また、尊徳の事業や思想を知らないまま、彼を悪しげに罵ることがあたかも進歩的、民主的な人間の証しであるかのごとき誤解さえあったように思われる。しかし、そうした戦前戦後の偏見をひとまず振りすてて彼の事績を子細に検討していくと、その徹底した行動様式、人間的な抱擁力、思想のオリジナリティにおいて、他に類をみない魅力を発見する。

じっさい、文部省の官製「修身教育」とは別に、尊徳の事業を継承する「報徳運動」は明治初年から現在まで全国各地に展開されてきたのであり、また尊徳を高く評価する知識人も少なくなかったのである。さらに、彼が実践した農村開発の方法は、資金不足に悩ん

* 本稿の作成に当たっては一円融合理事長の佐々井典比古氏と大日本報徳社副社長の八木繁樹氏に、資料を提供していただいた上に草稿を読んで誤りを正していただいた。ここに記して厚くお礼を申し上げたい。

** 神戸大学大学院国際協力研究科教授

でいる現在の開発途上国の農村開発 (Rural Development) に活用できる要素も多い。本稿はそうした事情をふまえて、筆者の力量の不足をじゅうぶん承知しながら、二宮尊徳像の再構築を試みようとするものである。

本稿を次のような手順で進めよう。まず第Ⅰ節では、尊徳の一生を、彼が生涯をかけて取り組んだ農村開発を中心にして要約する。つづいて第Ⅱ節で、その農村開発の方法である「仕法」の内容を、野州桜町領の仕法を中心に検討する。さらに第Ⅲ節では、仕法の実践のなかから彼が築いたオリジナルな思想と宗教観を探り、つづいて第Ⅳ節では、仕法のもつ経済原理を明らかにすべく努力しよう。そして最後に第Ⅴ節で、筆者の尊徳観をのべてみたい。二宮尊徳は何よりも実践の人であったから、われわれも彼の実践をとおして思想の形成をたどる手順をふむことになるが、最後に至って読者が、逆に尊徳の思想、とりわけ宇宙論と宗教観をとおして彼の実践の意義を再構成できれば、ひとまず本稿の目的は達せられるであろう。

I. 二宮尊徳の生涯

1. 青年時代

二宮尊徳は天明7 (1787) 年7月に、相模国足柄上郡栢山村 [現在の小田原市栢山] に生まれ、安政3 (1856) 年10月に、日光今市において70歳で永眠している。この間、時代は天明、寛政、享和、文化、文政、天保、弘化、嘉永、安政と、あわただしく動いていく。徳川の政治でいうと、天明の飢饉と打ち壊し

があった後、松平定信による寛政の改革 (寛政元年) がおこなわれ、天保4年と7年の大飢饉とそれにつづく大塩平八郎の乱 (天保8年) が起こり、水野忠邦による天保の改革 (天保13年) と各地の藩政改革が実施され、ついにはペリーの浦賀来航 (嘉永6年) と日米和親条約の締結 (安政元年) が強行され、それにつづく幕末の動乱が発生していったのである¹。

尊徳の本名は「二宮金治郎」であって、尊徳ではない。「尊徳」は武士に登用された後につけた諱の最後のものであって、彼の死後にわれわれが呼んできた名称である。実は「金次郎」というのも本名ではなかったが、文政3年頃、小田原藩の公文書のなかに誤って金次郎と書かれてしまったため、本人も後には公文書に金次郎と自署するようになったようである。私的な文書には金治郎と書かれており、併用していたと考えられる²。

尊徳の家は貧しい農家であった。父は善良な人であったが、寛政3年の酒匂川の氾濫で耕地を失ってしまい、田地復旧のさなかに病気に倒れ、尊徳が14歳の時に死んでしまう。つづいて母も3人の子供 (金治郎、友吉、富次郎) の育児と家事に追われて過労で倒れ、尊徳が16歳の時に死んでしまう。そのため、遺された3人の子供は親戚に預けられることになり、尊徳も伯父万兵衛宅に引き取られて、

1 以下、この節の二宮尊徳の伝記については、富田高慶著・佐々井典比古注訳『補注報徳記』、佐々井信太郎『二宮尊徳伝』、八木繁樹『定本報徳読本』、宮西一積『報徳仕法史』による。月の数え方は陰暦、年齢は数え年である。

2 八木繁樹『定本報徳読本』40~41ページ。

農作業を手伝うことになる。彼が薪を背負って本を読んだり、伯父に叱られながら深夜に勉強をしたりしたのは、この前後のことであろう。

尊徳はその後、18歳の時に万兵衛宅を辞して同じ村の名主岡部善左衛門宅に移り、つづいて翌年にはこの家も辞して親戚の名主二宮七左衛門宅に移り、さらに翌年にはすでに取り壊されていた自宅に戻って生活を始めた。この間、寄宿先の農作業を手伝い、合間をぬって賃仕事をし、ほとんど独学で本を読み、自宅の田畑の復興にも努め、24歳にして1町5反ほどの田地を所有するまでになったという³。尊徳は身長185センチ、体重95キロの巨漢で、身体も頑強であったといわれているが、それはこうした少年時代の激しい肉体労働の結果に違いない。

文化8（1811）年、25歳の金次郎は小田原藩の家老、服部家の屋敷に若党として雇われ、住み込みで子弟の勉強の手伝いをするようになった。そして、そのうちに経済の才覚をみこまれて、借財に苦しむ服部家の家政の立て直しを依頼される。文政元年、金次郎が32歳の時であった。この家政再建は文政元年から4年まで、4年間かかってひとまず成功し、服部家の借財も完済できる見込みが立つようになる⁴。

2. 桜町の仕法

ところが、尊徳の日常の働きぶり（斗枘の改良、五常講の献策など）と服部家の家政再建のようすが、譜代大名で幕府の老中でもあった（天保4年には老中筆頭に昇格する）、小田原藩主大久保加賀守忠真の耳にも達するようになり、文政4年、藩主は尊徳に小田原藩の財政再建を委嘱しようとする。しかし貧農出身の一青年を抜擢して藩の財政再建を委嘱するという“破天荒な”試みは、格式意識の高い家臣のあいだに強硬な反対を引き起こす。そこで藩主はやむなく、迂回策として分家の旗本宇津汎之助家の家政の再建と、その所領である野州（下野国）芳賀郡の東沼村、横田村、物井村3カ村の再開発を尊徳に委嘱し、その成功をもって藩士を説得し、あらためて尊徳に小田原藩の財政再建を委嘱しようという作戦を考える。これが桜町仕法の発端である。

こうして尊徳は、文政5年から桜町の仕法（農村開発）を開始することになり、文政6（1823）年3月、37歳にして家族をつれて桜町に転居し、前年から天保2年までの10年間、および天保3年から7年までの5年間、あわせて2期15年にわたって、全力を尽くしてこの地の仕法を実行する。そしてその後、天保13年に幕臣に取り立てられて、小田原藩と直接の関係が切れた後も、嘉永元（1847）年9月に一家を挙げて東郷陣屋に移るまで、合計25年間、ここ桜町陣屋を拠点として活動したのである。

次節で述べるように、桜町の仕法は決して

3 八木、同上書、66ページ。

4 しかし服部家の家政は、尊徳の手を離れた後、ふたたび借財が増加し、天保9年以後、再度の仕法が実施された。富田・佐々井『補注報徳記（上）』16～27ページ、とくに24～27ページ。宮西一積『報徳仕法史』38～52ページ。

順調に進展したわけではない。しかし、文政11年に頂点に達した尊徳と反対者との争いが、翌年の1月に尊徳の勝利に終わった後、仕法は急速に進捗し、天保4年と7年の凶作をも無事に乗りこえ、仕法は当初の予想を上まわる実績をあげて終わる。

3. 各地の仕法

こうして桜町の仕法が順調に進捗し、とくに天保4年と7年の凶作時に一人の餓死者も出さなかったことが知れ渡るにつれて、周辺の領地や農村から尊徳に仕法の実施を依頼する農民や武士が詰めかけるようになる。その結果、尊徳は桜町の仕法をつづけながら、同時に他領にも出向いて仕法を指導する、という二重生活を強いられるようになる。その仕法の対象となった村の数は幕府領、大名領、旗本領をふくめて、合計600を超えるといわれる⁵。そのうちの少数の代表的な例だけを取り上げてみよう。

1) 旗本川副勝三郎の所領の一つである常州(常陸国)真壁郡青木村[現在の茨城県真壁郡大和村青木]の仕法は、天保2年に青木村の村民が尊徳のところに仕法実施の嘆願してきたことが発端となった。仕法は、まず茅を刈って農家の屋根を葺くことから開始され、堰を造り直して水田に用水をみちびき、田畑の再開発をおこなって天保7年の飢饉も無事に乗りこえるなど、天保10年頃までは順調に進んでいった。

5 佐々井信太郎『二宮尊徳伝』1ページ、八木繁樹『定本報徳読本』235ページ、宮西一積『報徳仕法史』(1)ページ。

しかし、領主である川副氏が分度(家政の収支均衡)を実現できなかったために領主の借財は増加し、そのつけが農民の負担に転嫁された。また、旧農民と入植農民との間に争いが発生したりして、農民の借財も増加した。こうしたことから仕法は次第に困難な状況に陥り、嘉永元年には川副氏に引き取られるかたちで終了する⁶。

2) 細川長門守興建の所領、常州筑波郡谷田部[現在の茨城県つくば市谷田部とその周辺]と、野州芳賀郡茂木[同じく栃木県芳賀郡茂木町とその周辺]に対する仕法は、天保4年、細川藩の藩医が尊徳に私的な借金の依頼にきたことが発端であった。翌年、藩主から尊徳に正式な仕法依頼が発せられ、細川家のかかえる借財の返済と谷田部、茂木の農村再開発とがあわせて実行された。

このうち、農村の開発は、尊徳手持ちの資金(桜町の報徳金)の投入もあって次第に成果を発揮し、天保7年の飢饉も乗りこえていく。一方、天保4年に12万7000両(藩の年収の20倍)に及んだ領主細川家の借財は、その後、尊徳の指導による徹底した緊縮財政の実施と熊本の本家細川家による支援に支えられて、天保8年には4万8000両にまで軽減していく。翌年、藩主が大坂勤番に任じられて出費が急増したために中断されたが、天保12年、大坂勤番が免除されて仕法は再開され、藩士

6 富田・佐々井『補注報徳記(上)』108~127ページ、とくに121~122ページ。宮西一積『報徳仕法史』76~84ページ。『解説二宮尊徳翁全集、実践事業篇』(以下では『解説全集、実践事業篇』と略記する)219~254ページ。

の手違いで翌年から尊徳の指導を受けられなくなった後も、藩内で仕法が継続され、弘化3年には借財は3万7000両にまで減少していた。成功例といえるであろう⁷。

3) 小田原藩主の親戚である大久保佐渡守忠成の所領、野州那須郡烏山〔現在の栃木県那須郡烏山町とその周辺〕に対する仕法は、天保7年の飢饉に際して、藩主の菩提寺住職が尊徳に飢餓救援を依頼してきたことが発端となった。仕法は、飢餓村民に対する救援米（藩主と尊徳が折半して費用を負担）の移送をもって開始され、飢民の急場を救った後、家老をつうじて藩主から尊徳へ正式に仕法実施の要請が寄せられ、翌年から藩財政の分度（財政均衡）の確立と農村の再開発とが本格的に実施された。

しかし尊徳の仕法が、農民の収穫が増加しても藩への収納額は一定とし（したがって藩士の俸禄は変わらない）、増加分は農民の余剰とすると規定していたことに対して、藩士のあいだに、仕法は藩の利益を損なうものだという非難の声が上がり、天保10年に藩議によって仕法を中止し、仕法推進派の家老を追放してしまう。その後、藩は仕法以前の状態に戻ってふたたび財政が悪化したため、天保13年に至って先の家老を呼び戻して仕法を再開する。しかし、すでに藩士や農民のあいだに初期の意気込みはみられず、仕法は実質的な成果を挙げられないまま終わってしまう。

この例では、仕法実施中に緊縮財政下におかれた藩士が、農民の余剰が増加していくのを黙過できなかったことが、仕法を中止させた原因であったといえよう⁸。

4) 最初に尊徳を抜擢した大久保忠真の所領、小田原藩の仕法は、天保7年の飢饉に際して、藩主から尊徳に直接に仕法が依頼されたことによって開始された。とりあえず藩の倉米（2100俵）と藩主の手元金（1000両）、それに尊徳の所持金（940両）をもって飢民に食糧が配給されて、危機を乗り越える。その後、仕法の本格的な開始について藩内の論議に長時間を費やし、天保9年2月になって、足柄下郡の3カ村において農村の再開発が開始された。

この3カ村の仕法は成功し、それを聞きつけた周辺農民が自村への仕法実施を嘆願に押しよせ、仕法を実行する村の数は増加していく。しかし同時に、尊徳の支持者であった藩主忠真が天保8年3月に死去し、その後継者（孫）が幼少だったことから、小田原藩内では尊徳の仕法に好感を持たなかった上級武士層が力を増し、天保13年には尊徳が幕府に推挙されて藩から遠ざかると、ついに弘化3年7月に、藩は仕法を中止する決定をおこなう。その方策は、農民が尊徳のもとに相談に行くことさえも禁止するほど徹底したものであったという。

小田原藩がなぜ仕法を中止したのか、詳細

7 富田・佐々井『補注報徳記(上)』209～225ページ。同上書(下)、1～23ページ、とくに12、17～18、23ページ。宮西一積『報徳仕法史』85～98ページ。『解説全集、実践事業篇』255～320ページ。

8 富田・佐々井『補注報徳記(上)』128～173ページ、とくに134、141、147～148、172ページ。宮西一積『報徳仕法史』99～112ページ。『解説全集、実践事業篇』321～360ページ。

は分からない。おそらく、下級武士や農民が尊徳の仕法に期待をよせ、尊徳の信望が高まっていくことに対して、上級武士層が指導力を喪うという脅威を感じたためではないだろうか⁹。

5) 石川近江守総貨の所領の一つ、野州真壁郡下館〔現在の茨城県下館市とその周辺〕に対する仕法は、天保8年10月に、藩主の命によって一郡奉行が尊徳に藩財政の再建策を尋ねにきたことが発端となった。つづいて藩主による正式依頼があり、天保9年12月に藩に対する仕法が開始された。下館の仕法は家臣の俸禄の切下げを含む厳しいものであったが、これが天保13年以後に実施され、嘉永5年には藩の借財が一掃されるまでになる。

一方、領内の農村に対する仕法は、対象となる28カ村が、仕法を導入すべき出精の村を互選するというユニークな方法で順次に仕法を実施し、普及していった。この下館藩の仕法は成功例である¹⁰。

6) 相馬充胤の所領、相馬藩、奥州中村領〔現在の福島県相馬市、原町市とその周辺〕に対する仕法は、天保12年11月に、一郡代(後に家老に昇進)が藩命をおびて尊徳を訪問して仕法を依頼し、さらに翌年8月、江戸家老による依頼がなされたことが発端となった。

藩内では仕法の受け入れの是非をめぐる議論が分かれ、決定に時間がかかったが、弘化2年11月に宇多郡成田村、坪田村において最初の仕法が開始された。続いて他村からも仕法実施の要請が起こり、仕法は藩内の各地に拡大していった。そして、明治維新後の廃藩置県まで仕法がつづけられた。これも仕法の成功例である¹¹。

7) 日光御神領の仕法は、天保13年に尊徳が幕臣に取り立てられた後である。尊徳の最初の身分は、御普請役格20俵2人扶持という、建設作業監督担当の低いものであって、利根川分水路の開削調査の一員という、およそ農村開発とは縁がないような仕事を命じられた。しかし、弘化元年4月になると日光御神領荒地開拓の調査を命じられて、ここに仕法を開始することができるようになる。一家は嘉永元年9月に東郷陣屋に移転し、準備をしていたが、仕法の命令が下されたのは嘉永6年であった。

この頃から尊徳の身体は病魔に犯されはじめていたが、彼は病身をおして現地を歩きまわって仕法を指導したという。しかし、その途上の安政3年10月、病気が悪化して、ついに70歳の生涯を閉じることになった。その身分は、その年の2月、御普請役、30俵3人扶持に昇進していた¹²。

以上が、主要な仕法だけを中心にした、ご

9 富田・佐々井『補注報徳記(下)』24～76ページ、とくに40～41ページ、51ページ、58～60、74～76ページ。宮西一積『報徳仕法史』113～134ページ。『解説全集、実践事業篇』361～443ページ。

10 富田・佐々井『補注報徳記(下)』77～102ページ、とくに97～98、101～102ページ。宮西一積『報徳仕法史』157～167ページ。『解説全集、実践事業篇』444～485ページ。

11 富田・佐々井『補注報徳記(下)』102～174ページ、とくに149～150、154、163～166ページ。宮西一積『報徳仕法史』189～212ページ。

12 富田・佐々井『補注報徳記』218～235ページ、とくに226～228、233～235ページ。宮西一積『報徳仕法史』213～228ページ。

くおおざっぱな尊徳の生涯である。こうしてみると、尊徳の一生は、仕法に次ぐ仕法であったことがわかる。その対象村数600余というのは、やはり驚くべき業績といわなければならない。近隣の藩主、武家、農民からおこされた強い要請と嘆願が、一介の貧農青年であった尊徳の人生を、そのようなものに変えていったといえよう。

尊徳には文政3年に結婚した波子夫人と、一男弥太郎（尊行）、一女文子があり、いずれも尊徳の仕事のよき助手であった（ただし、文子は嘉永6年に病死している）。このほか、宇津家の家臣横山周平、烏山の天性寺の住職円応、相馬藩の家老草野正辰、池田胤直、代官助役高野丹吾のような、尊徳の思想に共鳴した積極的な協力者があり、あるいは、小田原藩士豊田正作などのように、最初は仕法に反対しながら、後には尊徳に教化されて仕法の熱心な実践者になった者があり、さらには、天保10年に相馬藩士富田久助（後の高慶）が、弘化2年に相馬藩士齋藤高行と、相州大住郡片岡村の大沢政吉（後の福住正兄）が、それぞれ尊徳の拒絶をはねのけて入門を果たすなど、率先して門弟を志願する者も現れた。こうした人々が各地で尊徳を助け、あるいは尊徳なき後、全国各地に報徳社を結成して、明治の報徳運動を推進していったのである。

II. 桜町の仕法

尊徳の仕法の実態を検討するために、この節では「桜町の仕法」を取りあげることにしよう。桜町を取りあげる理由は、第1に、こ

こが尊徳にとっての最初の農村開発の地であり、試行錯誤を繰り返しながらも長期にわたって仕法が実施され、ついには成功の領域に達したことであり、第2に、この桜町仕法を実施する過程で、文政11年の紛争をへて、後の「一円融合」という尊徳独自の哲学に到達した由緒のある仕法だからである。

1. 農村衰退の原因

ここで桜町というのは、小田原藩主大久保加賀守忠真の分家、旗本宇津胤之助の所領、野州（下野国）芳賀郡物井村、横田村、東沼村3カ村〔物井、横田の2村は、現在の栃木県芳賀郡二宮町内、東沼は同県真岡市内〕の陣屋のあったところである¹³。

宇津家は小田原藩主大久保忠朝の三男教信が元禄11（1698）年に分家をして興したものであり、上記3カ村がその所領で、表高4000石（年貢米にして4000俵）であった。ここは、元禄年間には家数400軒以上、人口1900人以上、元禄12年から享保までの平均収納額は、田方本免が米3116俵、畑方小物成が金202両もあったのに、その後は衰微して、文化9年から文政4年までの10年間の平均収納額は、米962俵、金130両にまで減少していた¹⁴。このため当主宇津氏は借財がかさみ、公務に出仕できないという状況に陥っていた。

13 以下、桜町の仕法については、富田・佐々井『補注報徳記（上）』27～98ページ、宮西一積『報徳仕法史』53～75ページ、『解説全集、実践事業篇』111～218ページを参照。

14 「古今盛衰平均土台帳」『二宮尊徳全集第10巻』（以下では『全集第10巻』と略記する）831ページ。

けれどもすでに第I節でみたように、当時このような武家の財政赤字と農村の衰微は、なにも宇津氏にかぎらなかった。徳川の治世すでに200年をへて、幕藩体制は揺らいでいたのである。それは、次のような理由による。

もともと幕藩体制とは、農業が主産業で商工業が未発達な社会を基礎にして、武士が農民から租税（田地に対する米納税、畑作その他に対する貨幣納税）を取り立て、その一部を市場で売却することによって、行政の実施と武士の生活に必要な品とサービスを購入し、社会秩序を維持するという体制であった。しかし、その後の商工業の発達にともなって、商工業品とサービスは人々の生活必需品となり、あるいは武家の対面も手伝って「華美」な出費がふえていった。ところが、当時の財政システムでは、幕府も藩も、一部の冥加金、運上金や、例外的な御用金の賦課などを除いて、商工業者の収入に課税をする制度をもたなかった。

そこで為政者はこうした財政支出の増加を、貨幣の改鋳や不換紙幣の発行と、農民に対する租税の増徴によって補填しようとした。農民に対する租税の増徴でいえば、租税の先納（翌年度の租税の納入）や臨時の租税賦課などが、それである。このため、過重な負担に耐えかねた農民のなかには、日雇いの稼ぎにでたり、田畑を質入れしたまま村外に逃亡したりする者などが増加した。

ところが、当時の制度では、農民の租税納入は村人の共同責任であったから、一部の農民が耕作を放棄することは他の農民にいっそ

う多くの負担を負わせることになり、土地を離れられない農民のあいだには怠惰と絶望感が蔓延し、それが爆発すると百姓一揆に訴えたりしたのである。とくに、西日本のような肥沃な土壌と商業作物の増産にめぐまれた地域とちがって、関東、東北のような痩せた土壌と冷害の発生しやすい地域では、全国的な商工業の発達はむしろ農村の衰微をもたらすことが多かったといえよう。

封建体制のもとにおける商工業の発達は農業生産の増加をもたらし、その結果、封建体制に代わる新たな経済社会の主体の成長と体制転換をうながす、というのは経済史の一般的なセオリーであるが、ことはそう単純には進まないのである。これが、二宮尊徳が直面した問題であった。

2. 仕法の開始

小田原藩主から桜町の仕法を実行するように要請があったとき、尊徳はこれを固く辞退して、なかなか引き受けなかった。しかし、ついに藩主の強い要請に抗しきれなくなった時、彼は実地に桜町を検分し、藩主に対して次のような要請をしたといわれている。それは、藩から村民に直接に資金援助をすると逆効果になるから援助をしないで欲しい、ということである。

それで仕法が実行できるのか、という藩主の質問に対して、尊徳は、「荒蕪（荒地）を開くに荒蕪の力を以ってし、衰貧（衰亡した村）を救ふに衰貧の力を以てす。何ぞ財を用ひんや」といい、さらにその根拠を問われ

ると、「吾が神州，往古開闢以来，幾億萬の開田，その始め異国の金銀を借りて起こしたるに非ず。必ず一畝よりして此の如く開けたるなり。いま荒蕪を挙げんとして金銀を求むるはその本を知らざるが故なり。いやしくも往古の大道を以って荒蕪を挙んに何の難きことか、之あらん」と答えたという¹⁵。ここに、尊徳の基本姿勢が示されているように思われる。

ところで尊徳は、これと並行してもう一つの重要な要請をおこなっている。それは、村民に対する租税額を、既存の名目高（4000俵）にこだわらず、現状を追認してほしいということである。彼は3カ村の租税収納額の実績を克明に調査して、かつて元禄から享保にかけては、米が3116俵と畑作小物成が202両も収納されていたのに、その後は農村が荒廃して、過去10年間（文化9年～文政4年）には、米962俵、金130両にまで減少していたことを突き止める。そのうえで、仕法を実施するにあたって、向こう10年間の租税額も現状、つまり過去10年の水準に固定して欲しい、そうすれば11年目からは元禄～享保年間と文化～文政年間との平均である、米2039俵、金166両にまで収納額を引き上げることができる、と要請したのである。

これを言いかえれば、むこう10年間はたと

え農村で収量が増加しても、領主はそれを当てるにすることなく、衰微の極致にある現在の税収で我慢して欲しいということである。非常に大胆な要請であるが、これが尊徳のいう「分度を立てる」ということである。

こうした尊徳の要請は、一部修正されたうえで了承された。すなわち、尊徳の要請額よりもやや多く、しかし現状を尊重した仕法の条件が設定されたからである。具体的にいうと、租税額は直近の文政4年のそれに等しく「御物成米1005俵余、畑方金127両3分余、荏大豆・石代金並 [びに] 夫中間金17両余の外は、御任せ年限中は上納に及ばず候」ということになり、これに並行して、小田原藩からは仕法の実行費用として毎年「米200俵、金50両」が支給され、さらに、むこう「十カ年の間は心組次第、一々申し聞けに及ばず候」ということが約束されたのである¹⁶。

こうして桜町の仕法は、文政5年をもってスタートすることになった。桜町の陣屋には、宇津家の役人に代って小田原藩の役人が常駐し、いまや軽輩の小田原藩士、名主役格（高5石2人扶持）に取り立てられた尊徳は、そのもつで農村復興を担当するという役回りであった¹⁷。

その後の10年間、尊徳がおこなった復興事業は、先後にとらわれず列挙すれば、荒地を

15 富田高慶「報徳記」『全集第36巻』75～76ページ。富田・佐々井「補注報徳記(上)」32～33ページ。

以下の引用にあたっては、必要に応じて旧漢字を新漢字になおし、漢字を平仮名になおし、送り仮名をつけた。()内は植松がつけた訳注であり、[]内は植松が補った文字である。

16 「荒地起返難村舊復之仕法入用金産出方之事」『全集第10巻』804～806ページ、「趣法土台帳」同上書、810ページ、「仕法発端及結末に係る書類」同上書、834ページ。『解説全集 実践事業篇』129～137ページ。

17 宮西一積「報徳仕法史」60ページ。『解説全集、実践事業編』137ページ。

開墾し、乾地を掘り下げ、湿地を埋め立て、荒田を生田に変え、道路や橋をつけ、廃屋を興し、屋根を葺き、木小屋・灰小屋を建て、農民の負債を減らし、家数・人口の増加を図り、農産物の増産を進め、生活水準を引き上げるといった、ごく平凡で常識的な農村開発事業であった。しかし、内容は平凡であっても、その方法のいくつかは非凡であった。彼は次のような手段を用いたのである。

第1に、毎日村じゅうを歩き回って、村民の生活状態をみたことである。

富田高慶の『報徳記』によれば、尊徳は「鶏鳴より初夜（夜の8時ごろ）に至るまで、日廻歩し、一戸ごとに臨みて、人民の艱難善悪を察し、農事の勤惰を弁じ、田圃の経界（境界）を察し、荒蕪の広狭を計り、土地の肥饒（肥沃さ）流水の便利を考へ、大雨暴風炎暑厳寒といへども一日も廻歩を止めず、四千石の地、一戸尺地といへども胸中に了然たらざることなく、然る後、善人を賞し、悪人を諭し、これを善に導き、貧窮を撫育し、用水を掘り、冷水を抜き、勸農の道を教へ、荒蕪を開き、諸民安堵の良法を行ふ」¹⁸というようすであったという。

ここで大事なことは、尊徳が、排他的な村社会にすむ農民、役人にとって、まったくの部外者であり、しかも彼の権限が大きくなかったことである。そういう人間が自分のセオリーにしたがって農村の再開墾を進めようとすれば、まず実情と民情とをじゅうぶんに

把握し、村民と打ちとけることが重要であったであろう。この文章には、尊徳のそうした苦勞が描かれている。

第2に、積極的に荒地の開墾を奨励したことである。

荒地の開墾は、耕地を広げ、収穫高を増加させるという意味で、仕法のなかで重要な作業であった。しかも開発された荒地に対しては、最初の数年間、年貢米が免除されることが慣例であったから、尊徳にとっても農民にとっても、荒地の開墾は戦略的な重要性をもっていたといえよう¹⁹。

荒地開墾について残存している資料は多くはないが、文政7年に3か村で開発された田畑は11町4反5畝であり、開発に従事した村人に支払われた内渡金額は88両であったという帳簿がある。この帳簿には1年間の記録が記載されているが、たとえば、2月11日に、西物井白金坪にいる忠七組の人足29人のうちの24人が、同じ村の伝右衛門の持ち分畑、西小屋前7畝位を畑まくり（畑地を水田にする）をし、その報酬として賃金3分と扶持米3斗が支払われたこと、また同日、同じ忠七組の人足6人が、同じ伝右衛門の持ち分畑小ひじり（地名）にて9畝位を開墾し、賃金2朱と412文、および扶持米7升5合が支払われたこと、などが記されている²⁰。

第3に、日掛繩索を奨励したことである。

18 富田高慶『報徳記』『全集第36巻』80ページ。
富田・佐々井『補注報徳記(上)』47～48ページ。

19 ある機会に尊徳は、青木村の農民に対して、新田を開墾すれば10年や15年は無税である、と
いっている。富田高慶『報徳記』『全集第36巻』
113ページ。富田・佐々井『補注報徳記(上)』
125ページ。

これは農民が農作業の余暇を活用して縄を索って、日銭を稼ぐことを奨励したものである。当時は縄1把の値段が5文だったようで、尊徳は各村ごとに、具体的に個々の農民の名前を挙げて、彼らが一日に縄1把を索った場合の村の収入を克明に計算して「日掛縄索手段帳」に書いている。そしてその後、たとえば東沼村境組（家数29軒）の場合には、「・御趣意に基づき、壱軒につき一日縄壱房ずつ励出で候はば、一村合〔わせて〕貳拾九房、代銭百四拾九文、願ひ求めずして天より降り来るが如く、また地より涌き出るが如し、壱房索へば壱房丈ケの代銭自づから集り来りて、其の家々を潤す事眼前疑いなし、此の故に極難貧者、たとへ独身者といへ共、心に懸ければ、朝夕麦飯の火を焚きながらも困窮の憂ひを免れ、安楽自在に罷り成り申すべく候間、能々（よくよく）此の理りを承服奉り、いよいよ相励み、暮し方取り直し、無難に御百姓相続いたし申すべく候事」と述べている²¹。

つづいて、この同じ境組の家々が毎日1房ずつ縄を索いつづければ、一ヶ月で「一村一ヶ月合〔わせて〕八百七拾房、代金貳分貳朱銭四百六拾六文」を稼ぎだせること、さらに一年間縄を索いつづければ、「一村壱ケ年、合〔わせて〕壱萬四百四拾房、代金八両壱分銭七百四拾八文」を稼ぎだせることを、数字

を示して述べている。これはまさしく、勤勉が生活の向上をもたらすという教えを、村民が理解できる形で示して、意欲を掻きたてたものである。

ただしこの資料は弘化2年のものであり、桜町において日掛縄索が開始された時期は、後に仕法が開始された小田原領、藤曲村のそれ（天保11年）などよりずっと遅かったようである。尊徳はこうした日々のちょっとした余暇の活用方法を、行く先々の村人に対して教えていったようである。

第4に、無利子の資金を貸し付けたことである。

これは、資金を必要とする者に対して無利子で資金を融資する制度であるが、その原資は、最初は尊徳自身の所持金であり、後には村民が積みたてた「報徳金」であった。

文政7年の例をみると、正月4日に、西沼村の丈八に対して、繰綿の代金として1両を貸し付け、2月4日に返済を受けていること、正月25日に、桜町の直右衛門に対して、幸右衛門の家作料として1両を貸し付け、2月15日に返済を受けていること、などが記載されている。1回の貸し付け額は2両以下であり、この年の貸し付け総額は171両2分余であった²²。このほかに、もちろん利子付きの貸し付けもおこなわれた。

無利子の貸付について、尊徳はその意義を次のように説明している。「貧者は富者の財を借り、年にその利〔息〕を入れ、而して本

20 「開発田畑反別扣帳」『全集第11巻』11～27ページ、「田畑開発賃金内渡扣帳」同上書、35～43ページ、とくに総計については35ページ。『解説全集、実践事業篇』140～141ページ。

21 「東沼村境組募方取直日掛縄索手段帳」『全集第12巻』702～710ページ。

22 「融通無利時貸帳」『全集第11巻』43～55ページ。『解説全集、実践事業篇』144～145ページ。

金（元金）を還す能はず、常に以って患となす。富者は財を貧者に貸し、年にその [利] 息を受け、而して本金を見るをえず、常に以って患となす。我が助貸（無利息貸付）の財は、則ちその患を除くものなり。何となれば則ち、貧者これを借りて、もって舊負（過去の借金）を償なひ、利を納むるの患を免れ、富者は見るをえざるの本金を受け、捐財（貸し倒れ）の患を免る。これ貧富ともにその患を免れ、その利を得るに非ずや」²³と。

無利子貸付の効用は、債務者を（当時は年利2割といわれた）高利の利子支払いの負担から解放し、借財の返還をうながすということにある。利子負担が債務者を苦しめることは、何もこの時代に限ったことではない。現在でも開発途上国の政府が累積債務の利子支払いに苦しみ、同時に先進国の銀行が不良債権の回収に困っていたり、日本の不動産業者がバブル崩壊後の地価の下落で莫大な債務を負い、金融機関が不良債権を償却できずにいることなどは、周知の事実であろう。無利子貸付は、そういうディレンマを解決するものとして、考えだされた方法である。問題は、そうした無利子貸付金の原資をどのように調達するのかということであるが、それについては第IV節で述べよう。

第5に、移入者の奨励をおこなったことである。

村の家数、人口が減少して、村民が規定の年貢を支払えない状況を救う一つの方法は、

(23) 斎藤高行「二宮先生語録95」『全集第36巻』369ページ。斎藤・佐々井『訳注二宮先生語録(上)』68～69ページ。

村外から農民を移入して農業生産を高めることである。しかし、そうした移入者の多くは郷里を逃げてきた農民であるから、生活の困難を抱えているのが通常である。そこで、尊徳は彼らを積極的に優遇し、必要な生活資材をあたえて、定着を図った。文政7年についてみると、これらの移入者に対する生活援助は合計で、金29両と銭3貫文余（あわせて約30両）と、米2表、鍬4枚であった。

一例をあげれば、2月13日に西物井村の金治に対して、「是の者、新百姓に付き諸道具代内々遣はし候」として、金1両を与えていること、2月17日に桜町の甚六に対して、「是の者、新家作仕[まつり]候に付き、下し置かれ候はかに壹両無利[子]五ヶ年賦仰付けられ候」として金1両を無利子で貸し付けていること、5月27日には、横田村の長右衛門に対して、「是の者、新百姓の子供四人はしか仕り候に付き、薬代遣はし候」として、金2朱を与えていること、などがみられる²⁴。

しかし、入植者に対する優遇策は、時には既存の農民から「過度の優遇」とみなされて、彼らの反感をかい、両者の対立を引き起こしたり、入植者を村からいびり出すような結果を引き起こした。桜町の3カ村でも、文政5年に家数156軒、人口749人だったのに対して、10年後の天保3年のそれは家数164軒、人口828人であり、目立って増えているとはいえない。ここには、ヨソ者を排除してでも生産力の増加を享受したいという村人の特殊な意

24 「三ヶ村被下金扣帳」『全集第11巻』29～35ページ。『解説全集、実践事業篇』142～143ページ。

識の問題があるのである。

第6に、出精者に褒賞を授与したり、困窮者に生活補助金を与えたりしたことである。

村民の多くが怠惰で投げやりになり、生活苦にあえいでいるときに、その人々を活発な働き手にするためには、勤労を激励したり、生活費の一部を補助してやらなければならない。それが出精者に対する褒賞であり、困窮者に対する補助である。

出精者に対する褒賞には、尊徳が毎日の村内見まわりや作業の指導中に、出精者をよびとめて少額の褒美を与える場合と、一定の時期にそれぞれの村から出精者を選んで褒賞を与える場合とがあった。

前者の例としては『報徳記』のなかのエピソードを紹介すべきであろう。ある時、物井村の荒れ地を開墾していたが、村民だけでは不足だったので他村の者を雇って働かせていた。その中にひと一倍汗を流して働いている人夫がいるので、小田原藩の役人は尊徳がこの人夫を褒賞するに違いないと思っていると、尊徳はその人夫の横にきて、「おまえは人前でだけよく働いているように見せかけているが、そんな働き方が長続きするはずがない。わしがここで見ているから、ずっとそのまま働いてみる」といった。すると、くだんの人夫は地に平伏して謝罪したという。ところが別に60歳くらいの老人がいて、終日、休まず根株を掘りつづけていた。役人は、老人の仕事が捗らないので解雇すべきだと思ったほどだったが、尊徳は開墾が終った日に老人を呼んで、その生国を尋ね、「おまえはよく

働いてくれたから褒美を受け取ってもらいたい」といって15両を差しだした。老人が「とんでもない」と辞退すると、尊徳は「根株を掘るのは誰でも辛いことなのに、よくやってくれた」と労って、その褒美を渡したという²⁵。この話は、尊徳がどのようにして褒賞者を選んでいったか、その一端を示している。

後者の例として、桜町の場合にはその例が少ないが、村人が出精者を選挙した例があるので、それを紹介する。文政5年9月の申渡状のひとつに、「去る冬、御直に仰せ渡し候御趣意に付き、御知行所一統、農業出精致し、中にも格別相励み候者共を撰びたく、夫々(それぞれ)相尋ね候へ共、一決致さず。之に依り入札致し、高札之者へ農具を下し置かれ候、猶(なお)出精致すべく候」²⁶とあって、村ごとに耕作出精者一番札の者に鋤1枚、二番札、三番札の者にそれぞれ鎌1枚を与えている。

一方、困窮者に対する生活費の補助には、次のような例がある。それは文政12年4月の申し渡し状であるが、「其の方共、老ひて子なく、幼少にして親なきか、或は病人、人力を以って及び難く、極々難澁[するは]、実に嘆ケは敷く、年々御救等下し置かれ候処、昨子年(文政11年)凶作に付き、米穀至って高直、人々難儀致す処に候。定めて差支へ申すべしと、格別厚き思し召しを以って、米貳俵、搗麦壹俵づつ下し置かれ候」²⁷として、物井村、下物井、西物井、横田の4地区の16

25 富田高慶『報徳記』『全集第36巻』89～94ページ。富田・佐々井『補注報徳記』69～74ページ。

26 『全集第10巻』1024～25ページ。

人に対して、米麦を与えたものである。

第7に、そしてもっとも重要なことは、領主宇津家に分度のある生活を確立させたことである。

これは、文政11年の紛争が終了した後に、尊徳の指導のもとにおこなわれ、天保元年に確立した。それによると、収納米1005俵と畑方金134両の収入に対して、支出は二百数十俵を飯米とし、300俵を一家の仕法の財源とし、残額に畑方金をあわせて、約350両をもって1年の分度(支出の上限)とするものであった。しかも、領主夫妻や用人の生活費を切り詰めながら、女中や中間のそれは大幅に増額したといわれるから、上部の者にとっては非常に厳しい緊縮財政が実施されたと推測される²⁸。

前の節でみたように、仕法が挫折したケースの多くの原因は、領主の分度が立たなかったこと、つまり領主や家臣が再建期の緊縮財政に耐えられなくなって、仕法を中止したことにある。川副氏の場合しかり、烏山の久保家の場合しかり、小田原藩の場合またしかり。成功した下館藩、相馬藩の場合は、いずれも領主が厳しい緊縮財政に耐えて借財を返し、農民に過重な負担を転嫁しなかったことが、仕法に成功した原因であった。この桜町のケースも、まさにそれである。

3. 仕法の障害と克服

ただし、桜町の仕法は決して順調に進捗したわけではない。小田原藩士の間にも、3カ村の村人のあいだにも、仕法に反対する者がいたからである。『報徳記』のなかでは、これら反対者を極悪人のように述べているが、それは書き過ぎであって、おそらく反対者にも彼らなりの言い分があったと推測される。なぜなら、尊徳の仕法が従来の仕法の常識とかけ離れていたからである。

それまでの「御仕法」の常識によれば、農村の再開発とは、お上が一時的に資金を投入して圃場や水路・灌漑を整備してやり、農民にも一時金を支給して生活の困窮を救って、お上の思し召しを農民の実感させることをとおして、農民の生産意欲を掻きたてる、というものであった。それがお上の「仁政」とみなされてきた。

しかし尊徳の仕法は、これまでみてきたとおり、農民自身が自力で荒蕪地を切り開き、圃場、水路、灌漑などを整備し、縄をなって日銭を稼ぎ、少しでも余裕のある資金を全員で「報徳金」として積み立てて、協同で必要な出費にあてたり、困窮者に無利子で貸し付けるというものである。

ところが、怠惰な農民の眼からみると、仕法がなされているはずなのにいっこうにお上のお恵みが与えられない、借りた金は無利子とはいえ返済しなければならぬ、荒地が開発されるとそれまで荒田とみなされて租税を免れてきた隠し田にも租税がかかるようになる、そのうえ他村の村人を入植させて住宅、

27 同上書、1039ページ。

28 富田・佐々井『補注報徳記(上)』91ページ。
なお『解説全集、実践事業篇』166～169ページも参照。

耕地を提供するなど過剰と思える優遇をしている、と映るのである。

一方、役人の眼からみると、小田原藩から年々「米200俵、金50両」と数名の役人をつぎ込んだ成果として仕法が進み、収穫が増えているにもかかわらず、宇津家への租税収納額は最初の契約で固定されたまま増加せず、その家臣たちは相変わらず苦しい生活を余儀なくされている、しかも農民たちは仕法のおかげで生活に余裕がでてきたのに、お上の思し召しをじゅうぶん理解していない、と映るのである。

こうしたことが、従来の「御仕法」に慣れ親しんできた役人にも、怠惰な村民にも、不愉快に感じられたのであろう。彼らは次第に尊徳の仕法を公然と妨害するようになった。かくして、文政11年には尊徳と反対者との対立はピークに達し、尊徳は藩主に進退伺いを提出し、一部の反対者が江戸の小田原藩邸に罷りでて尊徳追放を訴え、最後は尊徳が失踪するという事態に発展する²⁹。驚いた小田原藩では事実の糾明に乗りだし、その結果、尊徳の仕法を支援することを再確認する。

これを契機として、尊徳の仕法に強く反対していた役人が桜町の陣屋から追放され、尊徳に対する農民の理解と尊敬が一挙に高まり、仕法は急速に進展するようになる。すでに文政9年頃から増加していた米の収納高は、文政10年以後は（凶作だった文政11年を除いて）1800俵を超えており、畑方金も毎年

29 「仕法進行の障礙」『全集第11巻』755～760ページ。「日記（文政11年、文政12年の分）」『全集第3巻』136～216ページ。

138両ずつ記録されていた。

表1はそうした仕法の実績を示したものである。この表から、仕法実施以前の文化9年～文政4年と、仕法実施後の文政5年～天保2年と、その後の天保3年以後の三期を比較すると、家数、人口の増加がみられないにもかかわらず、（文政11年、天保4年、7年のような飢饉の年を除けば）年を逐うごとにほぼ順調に収穫高が増加して、次第に農村が復興していったことが読みとれるであろう。

ところが尊徳自身は、文政12年正月から3月にかけて、誰にも行先きを告げずに放浪し、最後は成田山信勝寺において21日間の断食を断行するという、不可解な行動を起こす。この時期が、おそらく尊徳の人生における最大の危機であり、思想的にも人間的にも大きな転機であったと推測される。というのも、このあと尊徳は、彼自身の思想と宗教に関する著作を、積極的に書きはじめるからである。

4. 仕法の完成

天保2年、仕法は予定の10年を迎えた。すでに租税の収納額は、御物成が米約1900俵、畑作が金138両を記録し、米納は仕法開始当時の2倍近い額に達し、金納も所期の金額を上回っていた。米納、金納あわせて3000石に匹敵する額であった。そのうえ農民の手元には、収穫高と租税収納高との差額、米8543俵、金210両が分度外の余剰、つまり彼ら自身の貯蓄額として残されていた。

しかし、この実績がつづくかどうか、とくに領主宇津氏の分度（財政計画）が安定する

表1 宇津胤之助所領3カ村の、家数、人口、収納可能額の推移

	文化9	10	11	12	13	14	文政元	2	3	4
家数										156
人口										732
田方	1,112	1,031	787	838	861	891	949	1,047	1,101	1,005
畑方	163	127	127	127	127	127	127	127	118	127

	文政5	6	7	8	9	10	11	12	天保元	2
家数	156	155			156					
人口	749	713			769					
田方	1,326	1,437	1,467	1,006	1,732	1,825	981	1,856	1,874	1,894
畑方	137	137	137	137	137	137	137	138	138	138

	天保3	4	5	6	7	8	単位
家数	164					173	(軒)
人口	828					857	(人)
田方	1,894	1,326	1,987	1,987	803		(俵)
畑方	138	138	138	167	167		(両)

(注) 文化9年から文政4年までは仕法実施以前、文化5年以後は仕法実施期間であり、その間の租税収納高は、米1005俵、金127両である。

文政8年、文政11年、天保4年、天保8年は飢饉による凶作のため、米の収穫高が減少している。

(出典) 『二宮尊徳全集第10巻』5～6、833～838ページ、富田高慶・佐々井典比古『補注報徳記』(上)90～93ページ。

かどうかについて、なお不安が残されていた。このため、小田原藩と宇津氏と尊徳とのあいだで、その後も協議がつづけられた。そして、天保8年に至ってようやく、宇津家と所領3カ村の「永安の分度」が決定されたのである。

それによると、宇津家の収納高は実質生産額3100俵の七分免、つまり7割の納税として、農民の実際負担は米納2000俵、金納130両とし、租税不足分(約70両)については、すでに農民の手元に積み立てられている「報徳

金」の利子の運用と、小田原藩からの支援とによって補填するというものである³⁰。

一方、宇津家にとって収入は、いまや田方収納米1916俵、畑方および小物成をあわせて200両余りとなった。そして、これを基礎にして、支出は、飯米および扶持米として米380俵をとり、領民の生活環境整備の費用として御趣法米300俵を提供し、残りの1200俵

30 「第11巻解題」『全集第11巻』3～4ページ、「御知行所御引渡一件」、同上書、1223～1231ページ。『解説全集、実践事業編』211ページ。

余（約600両）に畑方収納金200両をあわせて約800両をもって1年の分度とする、という長期の計画が立てられた。こうして宇津家も、仕法実施中に比較してかなり余裕のある財政が実現し、公務への出仕も可能となって、この「永安の分度」を歓迎したのである³¹。

宇津家の当主釧之助は、嘉永5年12月に尊徳にあてて書簡を發している。そのなかで彼は、「當知行所、野州芳賀郡三箇村の儀、元禄年中分知の節、高四千石にて、収納米三千百俵余、家数四百軒余、人別千九百人余、之有り候処、度々の凶作、流行病にて、人別相ひ減り、手余り荒地出来及び衰弊候うえ、安永年中麻疹流行また候て人別減少し、尚天明三卯年〔の〕大飢饉以來、際立ちて家数人馬莫大〔に〕相減り、村方次第に相衰へ候に付き、撫育勸農方世話差し加え候へ共、中々立戻り難く、追々収納相ひ減り、家中扶助は勿論、公務にも拘り、必死と差迫り候あひだ、嚴格の省略相用ひ候へ共、土地柄故か、連々人困窮に陥り、退転亡所同様に罷成り、嘆息致し候処、去る文政五年、本家先大久保加賀守にて引ひ請け、荒地開發人別増し、窮民撫育等の趣法〔を〕發業致され、然りといへども同所の儀は貴様へ御任にて、存分〔に〕取計はれ候様申付け候に付き、其の砌（みぎり）御収納取調べ候処、十ヶ年平均致し候へ共、壹ヶ年漸く九百三拾俵余に相ひ當り、家数百四拾軒余と相ひ減り、それ迎（とて）も極難困窮人のみにて、漸く今日を送り候者のみこれ有り候処、年を追て荒地開發、人別増し、

31 「第13巻解題」『全集第13巻』2ページ。

窮民撫育は勿論、分家取立て、入百姓、又は次男三男を以って、潰式取立て新家作差遣し、或は用悪水溝掘立て、道橋普請等に至るまで、其の外村為に相ひ成り候儀は、数拾年身命を抛（なげう）ち、厚く丹精を致され、実意第一に取り計われ候に付き、追々人気相進み舊復し候趣向、村方立直り、収納發年に倍し候様に相成り、深く忝き事に候」と述べて、尊徳に感謝の意を表している。そのうえで彼は、「既に三十年来、厚く丹精に預かり候恩沢は言語に尽し難き次第、子孫末々まで申し伝へ置き、相統相整へ申す可く候」として、恩義の印として、尊徳に永代高百石を寄贈することを約束した³²。この言葉が、桜町仕法の成果を何よりもよく表しているといえよう。

※本稿の執筆後に、桜町仕法を歴史家の立場から分析した貴重な研究として、上杉允彦「報徳思想の成立—桜町仕法を中心として」があることがわかった。このなかで上杉氏は、文政12年の尊徳の成田山参籠の前後を二期に分けて、第一期の「伝統的な農政」にもとづいた「領主的性格の強い仕法」が農民の抵抗で行き詰まったため、成田山参籠事件が起こったとし、それ以後の第二期においては「柔軟な農政」にもとづいた「農民的性格の強い仕法」に転換したこと、それにもかかわらず、尊徳の「この二期の仕法は、ともに江戸時代の体制変動期に同じ領主の財政再建のための農村仕法として、同じ体制のもとで、領主の立場にたって行われた点はまったく共通している」として、尊徳の仕法が領主に好

32 「日記、嘉永6年正月6日」『全集第5巻』647ページ。「第13巻解題」『同第13巻』5～6ページ。

都合だった点を強調されている。筆者はいま、上杉氏の分析を批判するスペースをもたないが、本稿の結論が氏の結論とはまったく異なることは明らかであろう。

Ⅲ. 「神儒仏三教合一」の宗教観の構造

1. 尊徳の思想形成

次に、こうした仕法の実践のなかから生みだされた二宮尊徳の思想を、とくに宇宙観と宗教観について考えることにしよう。ただし、その前に、彼が自己の思想を形成した方法について確認しておいたほうがよい。その方が彼の思想を理解しやすいと思われるからである。

その第1は、尊徳が青年時代にいちども正規の教育を受けなかったことである。青年時代に彼が受けた「教育」とは、例えば名主の岡部善左衛門宅に学者がきて主人と話すの漏れ聞いたり、藩の儒者、宇野権之進が服部家の子弟らに講義しているのを障子の外で聞いたようなものであり、それ以上ではなかった。したがって、彼の学問の大半は独学で修得したものである³³。

尊徳は回顧している、「余、幼より躬行（実践）を努む。何となれば即ち、比日（毎日）まさに行ふべきもの多し。水汲むべきなり、庭掃くべきなり、燈点ずべきなり、戸開闔（開け閉め）すべきなり。その余、まさに行ふべきもの幾許ぞ。孔子曰く、行 [ひ] 余力あれば則ち以って文を学ぶと。余もとより文を好

む。しかれども少孤（孤児）にして外家に寄食し、日夕苦使するところとなり、また余力有るなし。ゆえに午飯に當るや、人湯を燂（沸か）し、以って茶を煮る。余は則ち冷飯水飲す。以って大学を読む。或はこれを樵薪 [をとる] の途に誦し、或はこれを耕耨（耕作と除草）のあいだに読み、人定まり（寝静まり）て後これを見る。わずかに四書を通習す。既にして玩索（文章の意味を究めること）得るあるものは、一字一句といへども終身これを行ふ、尽すあたわず³⁴と。これが青年期の、彼の生活ぶりであった。

第2に、その結果、尊徳が修得した学問は生活体験に根ざしたものであり、徹底して実践的であった。彼はまた、学者の机上の学問を軽蔑していた。「世の人、書を著す。多くはこれ空言なり。未だ身を修め、家を斉ふるものを有るを聞かず。また、いまだ荒蕪を墾し、衰邑を復するもの有るを聞かず。いはんや廢国を興すにおいておや。いたづらに古語を剽掠し（掠めとり）、以って空論を拡張するのみ。余は則ち然らず。荒蕪を墾し、廢家を復して、しかる後これを書し、衰邑を復し、廢国を興し、しかる後これを記す。名実まったく備わる。叔世（末世の時代に）あに此の如き著書あらんや³⁵と断言してはばからないのである。

それならば、尊徳はテキストなしで仕法を

33 富田・佐々井『補注報徳記（上）』24ページ。
八木繁樹『定本報徳読本』61～62ページ。

34 斎藤高行「二宮先生語録79」『全集第36巻』365ページ。斎藤・佐々井『訳注語録（上）』56～57ページ。

35 斎藤高行「二宮先生語録390」『全集第36巻』451ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』79ページ。

実践していったのかというと、そうではない。すでにみたように、四書を徹底して読んだのである。しかし、そこにも問題があった。彼はいう、

「余、少小にして四書を読む。以ってこれを儒者の行ふところに徴し、甚だその齟齬（食い違い）を疑ふ。竊におもえらく、巻中かならず道にそむくの語あるなりと。…[その後]野州の廢邑を治むるに及び、その民、常産なくして常心を失ひ、風俗頹敗、田野荒頓（荒廢）、貧困すでに極まる。余、夙夜（早朝から深夜まで）苦心勞力し、以ってこれを治む。この時にあたり、儒者、仏者を論ずるなく（問はず）、里正（名主）伍保（組頭）に至るまで、あまねくこれを諮詢（相談）するも、またみな議するに足らざるなり。獨りこれを[大]学、[中]庸、論語に諮詢して、遂に以って功を奏するを得」³⁶と。

つまり、青年期の尊徳はひとり四書を読みながら、周囲の儒者の言行不一致をみて、その真理を疑っていたのである。ところが、桜町の仕法を実行するようになって、村民の心の荒廢に手を焼き、なんとかして彼らを立ち直らそうと苦心慘愴してたどり着いたのが、結局は大学、中庸、論語だったのである。この時、四書ははじめて実践の書として体得されたのではないだろうか。

第3に、独学だったことのもう一つの帰結として、尊徳はまた、既存の思想のなかの狭い学派間の対立、縄張り意識を乗り越えて、

有用だと思われるものを大胆に摂取しようとした。それが以下でみる思想、宗教観である。

2. 「神儒仏正味一粒丸」説

尊徳の宗教観については、有名な「神儒仏正味一粒丸」という話がある。これは斎藤高行の『二宮先生語録』にも福住正兄の『二宮翁夜話』にも伝えられているが、いまは『夜話』を手がかりにして考えよう。最初に神、儒、仏三教の教えがめざすところは同じだ、とした発言を引用する。

「[尊徳]翁曰く、世の中に誠の大道はただ一筋なり。神といひ儒といひ仏といふ、みな同じく大道に入るべき入口の名なり。…この入口幾箇あるも、至るところは必ず一の誠の道なり。これを別々に道ありと思ふは迷いなり。たとえば不士山（富士山）に登[る]が如し。先達によりて吉田より登るあり、須走より登るあり、須山より登るありといへども、その登るところの絶頂に至れば一つなり。…されども誠の道に導くといふて誠の道に至らず、無益の枝道に引き入るるを、これを邪教という。誠の道に入らんとして、邪説に欺かれて枝道に入り、またみずから迷いて邪路に陥るもの、世の中に少なからず。慎まざればあるべからず」³⁷。

ここで尊徳は、神道も儒教も仏教も、それぞれ教えの言葉は異なってみえるが、めざすところ（大道）は同じであり、そのように説かない宗派は邪教なのだと言っている。

36 斎藤高行「二宮先生語録214」『全集第36巻』400ページ。斎藤・佐々井『訳注語録（上）』145～146ページ。

37 福住正兄「二宮翁夜話8」『全集第36巻』681～682ページ。福住・佐々井『訳注二宮翁夜話』4～6ページ。

ある。彼はさらに、自分の宗教観に引きつけて、次のような三教合一の説を展開する。

「…よって今、道々の専[門]とするところを云はゞ、神道は開国の道なり、儒学は治国の道なり、仏教は治心の道なり。故に予は高尚を尊ばず、卑近を厭はず、この三道の正味のみを取れり。…戯れに名づけて神儒仏正味一粒丸と云ふ。その効能の広大なること、挙げて数ふべからず。故に国に用ひれば国病癒え、家に用いれば家病癒え、その外、荒地多きを患ふる者、服膺すれば開拓なり、負債多きを患ふる者、服膺すれば返済なり、資本なきを患ふる者、服膺すれば資本を得、…その他、貧窮病、驕奢病、放蕩病、無頼病、遊惰病、みな服膺して癒えずということなし。

[下館藩士の]衣笠兵太夫、神儒仏三味の分量を問う。翁曰く、神一七儒仏半七ずつなりと。或(あるひと)傍らにあり、これを図にして三味分量…此の如きかと問う。翁一笑して曰く、世間[に]此の寄せ物の如き丸薬あらんや。すでに丸薬と云へばよく混和して、さらに何物とも分からざるなり。此の如くならざれば、口中に入れて舌に障り、腹中に入りて腹合い悪し。よくよく混和して、何品とも分からざるを要するなり、呵々」と³⁸。

これは一座の座興のようにみえる話であるが、そうではなく、彼の本心の一端を表しているものであろう。尊徳は親しい知人や門人

たちにむかって、日本人の信仰してきた神儒仏三教について、神道は日本社会の開闢の教えであり、儒教は国家の治政の基本をなし、仏教は国民の心の平安をもたらすことに、それぞれの長所があることを指摘し、なおかつ、そのどれか一つを取捨選択するのではなく、三教を綯い混ぜにして、それらの長所を摂取しようといっているのである。

なによりも、この役割分担が絶妙である。しかも三教を相互に対立するものと看なさずに、それぞれの長所を選びながら、混和して摂取しようとする姿勢は、多くの日本人の心底に共感を与えるものであろう。

3. 宇宙の形成と宗教について

それでは、尊徳の心のなかで、神儒仏三教の関係はどう考えられていたのだろうか。

「神道は一七、儒教と仏教が半七ずつ」というのは、どういう意味なのだろうか。もう少し立ち入って、検討してみよう。

そのためには、彼の宇宙観をみた方がよい。そうすると、尊徳が神道を根本にすえて彼の宗教観を考えていたことがよくわかる。尊徳は、宇宙の形成から人間社会の確立までのプロセスについて、次のように考えるのである。

最初、宇宙は混沌としていて不分明なものだったが、やがてその中から清と濁とが分かれて、天地が創造された。こうして日月が運行し、昼夜が循環し、寒暑が往来し、風雨のような気象が発生するようになった。この時代が幾万年も続いたが、そのうちに季節の変化に応じて、まず植物が生育し、つづいて動

38 福住正兄「二宮翁夜話231」『全集第36巻』822～823ページ。福住・佐々井『訳注夜話』35～37ページ。なお、齋藤高行の『二宮先生語録』でこれに照応する箇所は「二宮先生語録25」『全集第36巻』349ページ。

物が発生し、最後に人類が発生してきた。その人間も、最初の幾万年のあいだは、動植物を生活の糧として自然の生活を送っていて、人道が立たない状況にあった。しかしあるとき「神聖」[神聖が原文である一植松]が現れて、人間に穀物と野菜の種を選び、荒地を開墾して田畑とし、稼穡（農業）をして生活を立てる道を教えた。その結果、作物が実り、収穫された食物が人々の生活を潤すようになった。こうしてはじめて、父子、夫婦、長幼、朋友の道、すなわち人道が定まった。その後、一部の者が現れて社会秩序を乱すようなことがあったが、神聖は衆を率いてこれを膺懲した（こらしめた）ので、社会には君臣の道が立って、ここに五倫の教えが備わるに至った³⁹。

このことを宗教と結びつけて考えると、どうなるか。彼はつづける。

「天地の開闢 [によって]、一気 [が] 両間 (天地間) に満つる。一気 [が] 両間に満つる、これを神、高天に在りと云ふ。一気もって万物を生ずる、これを神道と云ふ。ひとり皇国のみ然るに非ず、外国みな然り。然らば則ち、万国もまた神道をもって、これを闢くなり。周孔 (孔子が) 儒道を称し、釈氏 (釈迦が) 仏法を説くが如きは、そもそも後世なり。これに由りてこれを觀れば、神道は根本にして、儒仏は枝葉なり」⁴⁰と。

ここで尊徳は、それまで日本人が自分たちの宗教と考えていた儒教や仏教は、むしろ社

39・40 斎藤高行「二宮先生語録1」『全集第36巻』341～342ページ。斎藤・佐々井「訳注語録(上)」1～3ページ。

会がある程度開けた後に現れたものであり、天地の開闢にさかのぼって人間の営みを考えると、神道が根本の教えだといっているのである。しかも重要なことは、彼がここで「神道」というのは、日本神道にかぎらないということである。神道とは、一般にそれぞれの国に固有の文化を開闢した祖先の教え、つまり民俗的な古宗教のことであって、日本人の場合には日本神道をさす、ということである。このように、天地の開闢にさかのぼって人間の営みを考えるということが、尊徳の方法であって、彼の思想、行動を理解する場合に非常に重要である。

4. 天道 (天理) と人道

ここに、天然自然の営みである天道 (天理) と、人間の作りだす作為である人道という、二つの生活スタイルが現れる。尊徳はこの違いを強調する。

すでにみたように、天地の開闢の後、人間が天地の運行に身を委ね、動植物と同じ生活をしてきた間は、天道は存在したが人道は存在しなかった。しかしある時、神聖が現れて人間に荒地を開拓し、耕作によって作物を収穫する方法を教えて以来、人間は自然に従うだけでなくそれを活用する術を学び、それ以後は自分たちの生活を秩序だてる方法、すなわち人道を学んだ。

それにもかかわらず、いまでも多くの人々はその違いを理解していない。「天理と人道との差別を、よく弁別する人少 [な] し。夫れ人、身あれば欲あるは、則ち天理なり。田

畑へ草の生ずるに同じ。堤は崩れ、堀は埋[ま]り、橋は朽[ち]る、これ天理なり。然れば人道は私欲を制するを道とし、田畑の草をさるを道とし、堤は築き立て、堀はさらひ、橋は掛け替へるを以って道とす。此の如く、天理と人道とは格別の物（まったく違うもの）なるが故に、天理は万古（万世）変ぜず、人道は一日怠ればたちまちに廃す。されば、人道は勤[む]るをもって尊しとし、自然に任するを尊ばず。それ人道の勤むべきは己に克つの教えなり。己は私欲なり。私欲は田畑に譬（たとへ）れば草なり。克つとは、この田畑に生ずる草を取り捨つるを云ふ。己に克つは我が心の田畑に生ずる草をけづり捨て、とり捨て、我が心の米麦を繁茂さする勤めなり。これを人道と云ふ。論語に己に克[ち]て禮に復るとあるはこの勤めなり⁴¹と。

ここで尊徳は、田畑に雑草がはびこるように、人々が私欲に身をまかすことを天理（天道）といい、反対にそうした私欲を克服できるような生活を営むことを人道といているのである。

ただし、尊徳のいう「人道」は、実はこれにとどまらない。先の宇宙論のなかでは、人道とは「五倫」であった。他の箇所では「今日得るところ、これを明日に推して…これ人の道なり。天祖[は]推譲をもって人道を立つ。ゆえに茫茫たる葦原、豊饒となる」⁴²と

41 福住正兄「二宮翁夜話6」『全集第36巻』680～681ページ。福住・佐々井『訳注夜話（上）』51ページ。

42 斎藤高行「二宮先生語録2」『全集第36巻』342ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』3～4ページ。

いい、あるいは、「陰陽、貧富、循環してやまざるは天の道なり、自ら強（つと）めてもって富を保つは人の道なり、何を道という。分度これなり」⁴³ともいっている。

こうなると、尊徳のいう「人道」の内容は区々のようにもみえる。しかしよく考えると、これらはみな同じ内容を別々に表現しているに過ぎないということがわかる。つまり彼は、自然現象としての「天道」を人間の社会生活にも応用して、人々が自然現象のままに流されたり、個人の私欲に溺れて自堕落に落ち込んだりすることを「天道」といい、これに反して、人々がみづからの意志、作意をもって自然現象に立ち向かって、荒地を開拓して新たな作物を収穫することを「人道」と考えるだけでなく、みづから克己、節制して、仕事や生活を合理化したり、現在の生産物、所得、資産の一部を貯蓄して後の時期に繰り越したり、あるいは困窮している隣人に貸与、譲渡したりして、結果的にはより多くの富と幸福を実現するように努力することを、「人道」とよんだのである。この引用文に『論語』の一節が引かれているように、尊徳の人道論には儒教の倫理が秘められていることは、容易に推測できるであろう。

こうして尊徳は、天地の創造は神の御業の賜であって、われわれはみなその恩恵を受けて生活することができるのだが、人間が鳥獣と異なって、人間らしい生活をするためには、神道に始まり儒教倫理や仏教の教えで深

43 斎藤高行「二宮先生語録126」『全集第36巻』378ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』89ページ。

化される「人道」を確立しなければならない
といているのである。

5. 『三才報徳金毛録』との同一性

ところで、これまでみてきた宇宙論は、おそらく尊徳の思想の代表作である『三才報徳金毛録』にも通じるものであろう。『三才報徳金毛録』では、ほぼ同じ主旨の思想が次のように展開されている。

すなわち、最初に「宇宙の大極」である混沌があり、そこから「気」と「陰陽五大（地水火風空のこと）」の作用として「天地の開闢」が発生したとされる。次に、天道の時代があらわれ、そこでは季節の循環、つまり四季の変化があって、それに従って植物の草木華実の循環と、生物の生死来往の輪廻が繰り返されていたことが説かれる。つづいて、こうした無限の循環を断ち切るものとして、儒教の五常（仁、義、礼、智、信）と仏教の五戒（殺生、偷盗、邪淫、妄語、飲酒の戒め）が紹介されて、人々がこれらの教えを自覚しなければ、あたかも季節が毎年、変わることなく循環しつづけるように、人々も貧富、禍福の循環を繰り返し、社会も混乱と秩序を循環せざるを得ないことが論される。そして最後に、人々が五常と五戒を身につけて、農業を基本とした勤勉で工夫のある生活をするようになれば、人々の生活は豊かになり、社会の秩序は安寧を保たれることが教えられる。これがつまり人道である⁴⁴。

44 『三才報徳金毛録』『全集第1巻』1～40ページ。ただし通常、朱子のいう「太極」は、この「金毛録」では「大極」と書かれている。

『三才報徳金毛録』においては、すべての説明が33枚の円（細かくみると39枚の円）をつかって叙述されているが、その根幹は、ここで述べたことと基本的には同一であることが理解されるであろう。

6. 天照大神と如来、神道と仏教

以上のことを念頭において、神道と仏教、仏教と儒教の関係について、尊徳の考えを聴くことにしよう。まず、神道と仏教の関係はどうであろうか。

日本では古くから日本神道の神とインド伝来の仏教の仏とは、実は一体であるという「本地垂迹」が信じられてきた。そして、その点では尊徳も同じである。しかし、通常の本地下垂迹説が仏を本地とするのに対して、尊徳は日本の神を本地とするという点で、本地下垂迹の方向が反対である。彼は次のようにいう。

「仏経（観無量寿経）に曰く、光明遍照、十方世界、念仏衆生、攝取不捨と。何を光明遍照といふ、如来の光明あまねく世界を照らす、これなり。如来は太陽なり。太陽は毎日東方より出づ、これ毎日来たる如し、ゆえに如来といふ。何を十方世界という、東西南北、乾坤巽艮、天地これなり。光明あまねく十方世界を照らす、その言はなほだ大なり。…何を念仏衆生といふ、人類禽獸を論ずるなく（問わず）、およそ虫魚草木ごとく太陽を仰ぎ、生生をもって念となす（念願する）、則ちこれなり。ゆえに世間にあるもの、念仏衆生に非ざるなし。何を攝取不捨という、いやしくも生生を欲するもの、太陽あまねく照ら

して遺すなく、ことごとく生生を遂げしむ、これなり」⁴⁵。

ここで尊徳は、如来と太陽とを同一のものととらえ、観無量寿経でいう阿弥陀仏を太陽と解釈することによって、太陽である仏は十方世界を照らし、万物すべて生生を求めるものの願いを聴きとどけ、決して打ち捨てることはない、なぜなら太陽は毎日天に昇って世界のすみずみまでを照らし、万物の生育を助けているのだから、と述べているのである。

また「二宮翁夜話」によれば、尊徳はさらにすすんで、薬師如来、大日如来、阿弥陀如来のすべてを太陽の功德に帰一させ、地藏菩薩を大地の、虚空蔵菩薩を空中の、観世音菩薩を世の音づれを観ずる、それぞれの功德に帰一させている。

彼はいう、「仏説は誠に妙なり。日輪、朝東方に出づる時の功德を薬師と名づけ、中天に照らす時の功德を大日といい、夕日の功德を阿弥陀と云えり。しかれば薬師、大日、阿弥陀と云へど、その実かかるとはならず、みな太陽の功德を表わせしなり。また、大地の功德を地藏と云ひ、空中の功德を虚空蔵と云ひ、世の音づれを観ずる功德を観世音と云へり」⁴⁶と。

こうして尊徳は、仏教の如来、菩薩を、われわれが日常接触し、その恩恵を蒙っている太陽、大地、大気などになぞらえることによ

て、その実感をつかみ取ろうとするのである。こうした尊徳の宗教観を「仏教の哲理を理解しない幼稚なもの」と片付けてしまうことは易しい。しかし、そうした「学理的」な批判をひとまず控えて彼の解釈をみれば、如来や菩薩が太陽や大地のような親しみのあるものとして、いっそう身近かに実感されることは疑いないであろう。

江戸時代の初期以来、寺院が幕府の行政のなかに取り込まれて、葬式と宗門改めの場と化してしまい、肝心の経典が人々に理解しづらくなっていった日本の仏教に対して、尊徳は、むしろ一般庶民の立場にたつて、その本来の功德をわかりやすく生き生きと語ったといえるのではないだろうか。われわれは、こうしたところに、彼の非凡さを発見するのである。

7. 悟道と人道、仏教と儒教

次に、仏教と儒教との関係については、どうだろうか。これについて、尊徳は儒教と仏教の補完性を強調する見解とその相違を強調する見解との、二つの説明をする。

最初に、儒教の人道と仏教の悟りの道とは互いに補いあう、という見解をみよう。

彼はいう、「仏経に曰く、迷故三界城、悟故十方空（迷うが故に三界は城なり、悟るが故に十方は空なり）と。迷故三界城とは人道なり、迷い甚だしければ、則ち人道立つ。悟故十方空は悟道なり、悟り甚だしければ則ち人道立たず。ゆえに悟道は人道に益なきなり。然りといへども、悟道に非ざれば、則ち人、成仏する能はず。また執着を脱する能はず。

45 斎藤高行「二宮先生語録218」『全集第36巻』401～402ページ。斎藤・佐々井『訳注語録(上)』149～150ページ。

46 福住正兄「二宮先生夜話続35」『全集第36巻』846ページ。福住・佐々井『訳注夜話(上)』39～40ページ。

人道はなお繩を絢うがごとし、堅く絞るをもって善となす。悟道は繩を解くがごとし、藁に復すをもって善となす。

…然れども、その本を究むれば、則ち迷[と]悟[は]一[つ]なり。これを草木に譬へれば、種子[は]根を生じ、土中の水気を吸い、もって枝葉を生じ、空中の雨露に湿い、もって花実を発す。種[の世]界より[みれば]、これを迷いという。而して秋風にあえば、則ち死して空に帰す。草[の世]界より[みれば]、これを悟りという。空に帰すといへども、しかも種子[は]存し、春風に遇へば則ち枝葉を発し、花実を生ず。然らば則ち、種を迷いとなし、草を悟りとなすか、[あるいは]草を迷いとなし、種を悟りとなすか。生ずれば則ち死し、死すれば則ち生ず。是によりて之をみれば、生は生に非ず、死は死に非ず、生死これ一、ただ循環するのみ」と⁴⁷。

ここでは尊徳は、人々の生活に現れる迷い及びそれを克服する努力と、そうした人々の生活をつつむ人間の一生を輪廻とみる悟りを対比させながら、その補完性をみているのである。つまり、われわれの日常生活には常に迷いが起こり、それを努力して解決していくのが人道である。しかし、生活のすべての面でわれわれの欲求が実現するわけではないから、そういう執着をどこかで断ち切って、悟

らなければならない。ちょうど草木が春夏秋冬をかけて一つの生死を循環するように、すべての生物は生死の流転を繰り返すのだから、迷いは悟りのなかに帰していき、結局、二つのものは一つなのだ、というのである。

ところが別の箇所では、尊徳は悟道と人道とを峻別している。これが第二の儒教と仏教の相違を強調する見解である。この場合には、尊徳は、たとえば秋に不作が予想される時に播種耕耘をしても仕方がない、といって春に播種耕耘をしないのは悟道であって、反対に秋の不作を知りつつも、なお春に播種耕耘するのが人道であるといい、あるいは、田畝は荒廃するのが自然だとして荒れるに任せるのは悟道であり、田畝の荒廃することを知りつつ、それを防ごうといっそう耕耘に勉めるのが人道である、という。

つまり、「およそ天地自然に随ふものは悟道にして、みずから強めて息まざるものは人道なり」であって、「それ悟道と人道の懸隔は霄壤なり(天地の違いがある)」。それゆえ、ひとは「よろしく悟道を看破して、もっぱら人道を努むべきなり」というのである⁴⁸。

これとほぼ同じ主旨のものに、極楽浄土の所在をしめした、おもしろい発言がある。尊徳はいう、「極楽といえども珍しきことあるに非ず。人皆めいめい、己が家株田畑は己に作徳(年貢を納めた後の収益)あり、己が商売職業は己に利益あり、己が家屋敷は己が安宅となり、己が家財は己が身の用便になり、

47 斎藤高行「二宮先生語録395」『全集第36巻』452～453ページ。斎藤・佐々井『訳注語録(下)』82～83ページ。なお、引用の冒頭にある「迷故三界城、悟故十方空」とは夢想疎石の『谷響集四』のなかの句である。この点については、斎藤・佐々井『訳注二宮先生語録(上)』168ページを参照。

48 斎藤高行「二宮先生語録397」『全集第36巻』454ページ。斎藤・二宮『訳注語録(下)』85～86ページ。

己が親兄弟は己が身に親しく、己が妻子は己が身に楽しく、また田畑は美しく米麦百穀を産出し、山林は繁茂して良材を出す…、此の如くなれば、此 [の] 土 [は] 則ち極楽なり。此の極楽を得るの道、各々受けたる天禄の分内を守るにあり。もしひとたび分度を失わば、…則ちいわゆる地獄なり。それわが仕法は、経を読まず念仏も題目も唱えずして、この苦罪を消滅せしめて極楽を得させ…しむる大道なり」⁴⁹と。

すぐ上にみた悟道、人道の相違論とこの極楽浄土論とのあいだには、一つの共通性がある。それは、自然現象の循環や不慮の災難などに負けずに、毎日を勤勉に生活すれば、日々の生活が幸福の源泉になるということである。そのことを、最初の悟道、人道の相違論では、自然現象を制御できないものと諦めてしまえば、人間の進歩はないといい、次の極楽浄土論では、極楽浄土は遠い来世にあるのではなく、毎日を勤勉に働き、周囲の人々とよい関係を保って、分度のある生活をおくれば、それがそのまま極楽浄土なのだ、といっているのである。

仏教と儒教に関する尊徳の見解はこれだけではないが、以上の二つの文章で、その要旨を尽くしていると思う。そこで、いったい彼が儒教と仏教の補完性と相違のどちらを強く意識していたのか、ということが問題となる。筆者が『二宮翁夜話』と『二宮先生語録』から読み取った限りでは、明らかに両者の相違

を述べた発言の方が多い。しかし発言の数だけで彼の本心を窺うことはできないであろう。もしかしたら尊徳は、人道といえども畢竟は人間のなせる業に過ぎず、われわれはこの世で生あるかぎり努力した後に、最終的には神や仏の手に帰っていくというのだという悟道を考えていたのかも知れない。もしそうだとしたら、尊徳には、天道、人道、悟道という三層の思想があったことになって、これまた興味ふかい問題が提出されることになるであろう。

IV. 仕法の経済学

最後に尊徳の経済観を検討することにしよう。第I節で述べたように、尊徳は仕法（農村開発）を一生の事業としてきた人間であるから、彼は、われわれが日々目撃しているような営利事業をおこなっていたわけではない。しかし、それにも拘らず、仕法が成功するためには経済合理的な計算と行為が不可欠であった。したがって、彼は仕法を実施する過程で、結果的にはわれわれと類似の経済行為をおこなっていたと考えられる。経済について尊徳のまとまった著書や発言はないので、彼の断片的な言葉を繋ぎあわせて、彼の経済観を再構成してみよう。

1. 天道と人道の相違

第1は、彼の宇宙観から引き出される「天道」の思想である。すでに「天道と人道」においてみたように、天地開闢の後、天地の運行にあわせて四季がめぐり、動植物の循環が

49 福住正兄「二宮翁夜話68」『全集第36巻』724ページ。福住・佐々井「訳注『夜話（上）』118ページ。

おこなわれるようになった。植物は春に芽を出し、夏に生育し、秋に実を結び、冬には種となって地中に蓄えられる。動物もまた、両親から生まれた後、しばらくその手のなかで保育され、やがて独立して一人で生活するようになる。そのうち繁殖期になると、しぜんに自分にふさわしい異性を見つけて、彼らの巣を作り、子を生子、それを養育する。そうした行為を繰り返すあいだに次第に高齢になり、やがて一生を終えて自然に帰っていく。これが天道である。

尊徳はこの「天道」論を、『易経』の「陰陽説」からヒントを得て説明している。一、二の例を挙げると、「易に曰く、大極 [が] 両儀 (陰陽のこと—引用者) を生ず。およそ天地間の事物、対偶せざるもの無し、これ自然の理なり。…国家の盛衰、貧富における、人身の進退、勤惰における、対偶循環、また自然の理なり。国家の衰廃を挙げん (復興しよう) と欲する者は、能くその理を弁じ (理解し)、以ってその変に應ぜば、則ち何為 (なんすれぞ) 成らざらん。もしその理を弁ぜず、その変に遇ふごとに、いたづらに憂戚 (心配と悲しみ) をなすも、何の成すところ有らん」⁵⁰。あるいは、「それ天地ありて、陰陽あり。陽は生育を生じ、陰は肅殺をなす。陰陽流行し、万物生滅し、循環息まず。天地なんぞ生滅をなす。滅せざれば復た生ずる能はざればなり」⁵¹という具合である。つまり、天地に陰陽の別があり、陰陽相俟って事前の運

行がおこなわれるように、人間社会においても陰陽の作用がはたらき、陰が極まると陽に反転し、陽が極まると陰に反転する、というように循環するのが自然の理である、というのである。

ここまでみてくると、この「天道」論には、経済学でいう19世紀的な「古典的自由主義経済」における景気循環や、政治史における戦争と平和の循環を思い起こさせるものがある。尊徳は、これが人為の加わらない状況における「自然の理」であり、しかも「天理は万古変ぜず」であるというのである。

2. 人道の経済学

第2に、しかし人間の場合には、この天理にもとづく循環から脱却して、逆に自然を自己の支配下にコントロールすることができるような契機がある。それが「神聖」の教えた「人道」であった。ただし、人道とは自然に逆らったり略奪したりするのではない。そうではなくて、自然の営みをよく理解しながら、しかもそれを自己の生活の向上に役立つように活用することである。すでにみたように、「神聖」はまず穀物と野菜の種を選び、荒地を開墾して田畑となし、人間に稼穡の道を教えた。したがって、農業が最初に重要な産業であった。

尊徳は農業について次のように言っている。「農業は半ばは天に順ひ、半ばは天に逆らひ、順逆あい俟って成る。…原野の茫茫は

50 斎藤高行「二宮先生語録31」『全集第36巻』351ページ。斎藤・佐々井『訳注語録(上)』25ページ。

51 斎藤高行「二宮先生語録38」『全集第36巻』352～353ページ。斎藤・佐々井『訳注語録(上)』28～29ページ。

則ち天なり、〔農業は〕その天に逆らひてこれを墾く。草萊の生生たるは則ち天なり、〔農業は〕その天に逆らひて、以ってこれを耘る。春生は則ち天なり、〔農業は〕その天に順ひて以ってこれを種える。秋殺は則ち天なり、〔農業は〕その天に順ひて、以ってこれを穫る。豈（あに）これ半ば天に順ひ、半ば天に逆らふに非ずや。則ち、その天に順ひて以って播種の時を失わず、その天に逆らひて以って耘籽を怠らざるは、人の道なり」と⁵²。これが農業のあり方であり、つまり天道を巧みに利用した農業の方法である。

さらに人間は、天理を生かしつつ、その生活をよりよく組織することができる。尊徳にとって、その指標は「勤、儉、讓」の実行であった。

彼はいう、「我が道は、勤儉讓の三つにあり。勤とは、衣食住になるべき物品を勤めて産出するにあり。儉とは、産出したる物品を費やさざるを云ふ。讓は、この三つを他に及ぼすを云ふ。さて、讓には種々あり。今年のを来年のために蓄うるも則ち讓なり、それより子孫に讓ると、親戚、朋友に讓ると、郷里に讓ると、国家に讓るなり、その身その身の分限によりて勤め行ふべし。たとい一季半季の雇い人といえども、今年のを来年に讓る〔こと〕と、子孫に讓る〔こと〕との讓りは、必ず勤むべし〔実行するべきである〕。この三つは鼎〔の〕足の如し。一をも欠くべからず、必ず兼ね行ふべしと⁵³。

52 斎藤高行「二宮先生語録134」『全集第36巻』380ページ。斎藤・佐々井『訳注語録（上）』93ページ。

文章の意味は明らかであろう。衣食住の生活必需品をよりよく生産し、生産したものを浪費せずに消費し、さらに余剰を来年に、子孫に、友人、郷里、国家に讓ることが、生活を向上させる道だというのである。

荒廃した農村の再開発が一生の仕事であった尊徳にとって、「勤」の基本は、なによりも荒れ地の開発であった。しかし、荒れ地の開発はたんなる新田、新畑の創出にとどまるものではない。尊徳は農民らしく、荒れ地の開発の本質を次のように見抜いている。

「我が道は荒蕪を開くを以って勤とす。しかして荒蕪に数種あり、田畑実には荒れたるの荒地あり、また借財高みて家禄を利足（利息）の為に取られ、禄ありて益なきに至るあり。是〔れ〕国に取りて生地にして、本人にとりて荒地なり。また資産あり金力ありて、国家の為をなさず、いたづらに驕奢に耽り、財産を費やすあり。国家に取りてもっとも大なる荒蕪なり。また智あり才ありて、学問もせず、国家の為も思はず、琴棋書画などを弄して生涯を送るあり。世の中の為めもっとも惜しむべき荒蕪なり。・・此数種の荒蕪のうち、心田荒蕪の損〔が〕国家のために大なり、次に〔大なるは〕田畑山林の荒蕪なり、皆勤めて起こさずばある可からず、此の数種の荒蕪を起こして悉く国家のために供するを以って我が道の勤めとす」⁵⁴と。

53 福住正兄「二宮翁夜話続43」『全集第36巻』850ページ。福住・佐々井『訳注夜話』124～125ページ。

54 福住正兄「二宮翁夜話92」『全集第36巻』743ページ。福住・佐々井『訳注夜話（下）』24～25ページ。

つまりここで尊徳は、田畑の荒廃を観察しながら、それと同時に田畑を開墾する村人にも眼を移し、人々が自己の能力を浪費している怠惰を、荒蕪として諫めているのである。ところで、さきに挙げた勤、儉、讓のなかでもっとも難しい行為は、いうまでもなく「讓」であろう。それについては、後にとりあげたい。

3. 治政の経済学

さて、こうして人々が自然を活用しながら、それぞれ勤、儉、讓に努めたとしても、それだけで人々の生活は向上するわけではない。もしそうだとしたら、ことは簡単であって、尊徳も後半生を次から次へ仕法に追われるようなことはなかったであろう。それではどこに問題があったのかというと、社会組織、とりわけ領主の治政に問題があったのである。ここから、天道、人道に次ぐ第3の問題、つまり「治政の問題」が浮上する。そしてこの治政の問題こそ、尊徳の仕法が成功するか否かの決定的な分岐点であった。それでは、治政の問題を解決するために、仕法の経済学を整理すると、どのようになるのだろうか。

1) 長期の調査、長期の計画

第1は、「長期の調査」と「長期の計画」である。

尊徳は、仕法をおこなった所領の過去の実績をできるだけ長期の過去に遡って調査し、それにもとづいて仕法実施期間中の収納額を算出した。たとえば、第Ⅱ節でみたように、

桜町の仕法においては、尊徳は宇津家の所領三カ村の収納額を元禄～享保年間にまで遡って調査し、過去10年間の収納額が昔と比較して減少してきていることを、実数をもって突き止めることから仕法を開始した。烏山藩の場合でも、下館藩の場合でも、過去10年の財政事情を調査したところから仕法が開始されている。さらに相馬藩の仕法の場合には、実に明暦2年から弘化元年まで、過去189年の資料を調査しているのである。

それとともに、将来についても当面の計画ではなく、かなり長期の、たとえば10年程度の計画を立てている。桜町の仕法の場合には、「十カ年の間は心組次第一々申し聞けに及ばず候」として、10年計画で仕法を請け負っていた。他の事例も、同様である。尊徳の事業を考察する場合には、こうした徹底した長期の調査と長期の計画を基礎にして仕法が実施されたことを、注意しなければならない。

2) 合理的な計画の策定

第2は、過去の実績にしたがった合理的な将来計画、とくに収納額の策定である。

桜町の仕法では、尊徳は、宇津家の表高が4000石（収納米4000俵）であり、元禄から享保にかけての平均収納額が米3116俵、金202両であった事実をひとまず横において、文化9年から文政4年までの平均収納額が米962俵、畑作小物成が130両しかなかった実績をとらえて、それをむこう10年間の収納額とするように、領主に向かって要求したのである。実際には、これより少し多い文化4年の収納

額を基準にすることになったとはいえ、実情に即した妥当な目標額を設定できたといえよう。

尊徳は、過去の実績を基礎にして将来の計画（分度）を立てる場合に、「中」、すなわち過去の実績の平均を基準にしようとする。

「我が法の分度を制するや、国家の盛衰貧富の中を執る」というのである。

それでは、なぜ「中」が基準になるのかというと、「中」とは、1年でいえば春分や秋分のように昼夜の時間が等しい時期のことであり、そのような季節は暑さ寒さが平均して人身に最適である。それと同様に、国家の治政についても、「国家の盛衰もまた然り。盛時は酷暑の如く、衰時は嚴寒の如く、俱に人身に適せず。故に盛衰貧富を均整して、自然の中を執り、以って分度を制す。すなわち以って万世の法と為すに足る」⁵⁵というのである。非常に常識的な発想である。

3) 分度の確立

このように仕法計画中の収納額が決定されると、それにあわせて、領主と村民の双方に、毎年の生活設計と生産計画が策定される。これが「分度」である。すでにみたように、この分度を立てて実行するということが、仕法の成功を約束する最大のポイントであった。

尊徳は分度について、次のようにいっている。「天下に天下の秩あり、一国に一国の秩あり、…一家に一家の秩あり。これ自然の天

55 斎藤高行「二宮先生語録301」『全集第36巻』160ページ。斎藤・佐々井『訳注語録(下)』24～25ページ。

分なり。天分に因りて用度を制す、これを分度といふ。叔世、奢侈に趁(おふ)りて分度を守る者すくなし。…それ、分度の国家におけるは、なお基礎の家屋におけるがごとく、基礎ありてしかる後、家屋[を]营造すべきなり。[同じく]分度を制して、しかる後、国家を經理すべきなり。いやしくも分を守り度を謹まば、則ち余財[が]日に生じ、以って国を富まし民を安んずべし」⁵⁶。

したがって、「我が方法は、分度を定むるを以って本となす。この分度を確乎と立て、之を守ること厳なれば、荒地何程あるも、借財何程あるも、何をか懼れ何をか患へん。我が富国安民の法は、分度を定むるの一寸なればなり」⁵⁷でもある。分度さえ確立すれば、どれほど荒れ地があっても借財があっても心配することはない、というのは大げさな表現のようにもみえるが、要するに制約された前提や予算のなかで、ある目標時点を決めて再建計画を立て、それにあわせて支出を節約して生活しながら、同時に一方では生産を高める努力をしていけばよい、という考えである。ここにも、尊徳の長期計画の視点が反映している。

4) 領主の仕法

実際に立てられた分度にそって仕法が実行されるか否かは、当事者の実行力に懸っている。

56 斎藤高行「二宮先生語録6」『全集第36巻』343～344ページ。斎藤・佐々井『訳注語録(上)』7～8ページ。

57 福住正兄「二宮翁夜話165」『全集第36巻』782ページ。福住・佐々井『訳注夜話』155～156ページ。

ることはいうまでもない。すでにみたように、藩や旗本領では、領主や家老のリーダーシップのもとに、仕法が実行されることになる。村では名主や組頭が指導者であろう。尊徳はそれらの指導者に、分度を守り余財を放出すべきであるという。

彼はいう、「衰村を復せんと欲せば、村長よろしく分を守り度を約し、以って余産を発すべきなり。廢国を興さんと欲せば、則ち国君よろしく分度を守り、経費を〔節〕約し、以って余財を発すべきなり。然らずんば、その衰を復し、その廢を興す能はざるなり」⁵⁸

そして、とくに仕法推進の責任者に対しては、自己の俸給を返上してその覚悟を示すべきだという。尊徳は烏山藩の家老、菅谷八郎右衛門にも、下館藩の家老、上牧甚五太夫にも、家禄を返上せよと要求しており、小田原藩の家老〔氏名不明〕には、真に領民を飢餓から救う覚悟があれば、まずみずから過去の失政を詫びる意味をこめて食を絶てと迫っている⁵⁹。こうした言葉から、尊徳が藩主や家臣の立場からではなく、農民の立場に身をおいて仕法をおこなっていた、ということが理解されよう。

5) 村民の組織化

一方、村民については、尊徳が村中をまわって村民の生活状況を観察し、彼らの不満や要

求を聞いてやった。また、尊徳自身が出精人を見つれたり、村人自身が相互に投票で出精人を選出したりして、褒美をあたえて、村人のモラルを高める努力をした。これについては、すでに桜町の仕法について述べた際に説明したとおりである。桜町では三カ村が同時に仕法を実施したが、後の時期の仕法では、村の数が多いために、最初に仕法を実施すべき出精村を村の代表同士が選出しあっている例もみられる。

村人自身が出精人を選出しあったり、村の代表が出精村を選出しあったりするというのは、一種の「人民民主主義」であろう。尊徳が狙ったのは、そうした村人自身の熱意の盛り上がり为基础とした自治精神の発揮であった。ここでも、尊徳が「陰陽極まれば反転する」という易経の原理を活用して、農民が村の衰退を自覚し、みずから復興に立ち上がるタイミングと意欲を巧みに利用したことが推測されるのである。

6) 助貸（無利子貸付）

仕法の重要な手段の一つは「助貸」とよばれる無利子の貸付であった。尊徳が桜町の村民に対して助貸をおこなったことはすでに第II節でのべたが、桜町以外の仕法を実施するに際して、相当多額の報徳金を助貸していることが多い。たとえば、烏山藩の飢民救済に際しては1200両相当の穀物が提供され、細川藩に対しては、その借財返済の資金として報徳金2000両が貸し付けられ、小田原藩の飢民救済に際しては4600両相当の米と資金が貸し

58 斎藤高行「二宮先生語録19」『全集第36巻』80ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』18ページ。

59 富田高慶「報徳記」『全集第36巻』127ページ、179ページ、199ページ。富田・佐々井『補注報徳記（上）』157ページ。『同（下）』44ページ、89ページ。

付けられた⁶⁰。こうした資金は次に述べる「報徳金」から捻出されたものであるが、これだけの資金が無利子で短時日のうちに用意されたことの意味は大きい。

無利子の貸付を着想した動機とその意味について、尊徳はこういつている。「叔世（末世において）国家の患ひは荒蕪と負債とにあり。いやしくも此の二患を除かんと欲せば、我が助貸法に若くはなし。それ助貸の法たるや、欲あるに非ず、欲なきに非ず。また増すに非ず、減ずるに非ず。まさに日月とその徳を同じうす。けだし財を施さざれば衆をすくふ[こと]能はず、[反対に]いたづらに施せば、則ち足らざるを恐る。[そこで]余[は]心思を竭すこと数年、つひに日月の大地を照臨し、万物を生育する至徳に法り、以って助貸の法を立つ。いやしくも我が法に頼らば、則ち以って荒蕪、負債の二患を除き、国家をして豊寧に帰せしむなり」⁶¹と。

ここに、無利子貸付の着想の秘密が明かされている。それは日月の運行であり、日月が永年、同じ大きさで大地を照らしながら万物を生育するように、無利子の貸付も元本が変わらないまま、借り手を負債の苦しみから脱却させるメリットをもっているということである。

7) 報徳金の捻出

その助貸に欠かせないのが、手元余裕資金の積み立てである。尊徳の助貸においては、それらは「報徳金」とよばれた。さらにそれと並んで「加入金」の制度があった。

尊徳はこういつている、「助貸金額流抵繳納、或は五年、或は七年、或は十年還了の後、流抵一歳（返済金の1年分）を繳納し（自主的に差し出して）、以ってその徳に報ゆ、これを名づけて報徳金といふ。[これに対して]助貸の徳を体認し、余財をだし資金を補ふもの、これを名づけて加入金といふ。ただし[加入金については]後日、請求[があれば、それに]にしたがひ、これを還す。ゆえに、報徳金は孫の如く、加入金は婦の如し」⁶²と。

つまり、助貸しのファンドに二種類があった。第一は、高利の借財に困っていた人が、ひとまず尊徳から無利子の貸付を受けてその借財を返済した後に、元金に添えて自主的に1年分の年賦相当額を尊徳に寄付するものを「報徳金」とよぶ。これは後日、その提供者には返済されない。ところがこれとは別に、第二に、尊徳の助貸制度に共鳴した人が、自分は助貸の恩恵を蒙ったわけでもないのに、自己の余裕資金を無利子で尊徳に提供して助貸のファンドを拡大する場合があり、これを「加入金」とよぶ。これは後日、提供者が請求すれば返還される。なぜなら、提供者は、純粋な好意から自分の金を助貸し資金を積みまただけであるから。そこで尊徳は、報徳

60 富田高慶・佐々井典比古『補注報徳記（上）』147ページ。『同（下）』23ページ、40～41ページ。

61 斎藤高行「二宮先生語録284」『全集第36巻』421～422ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』10～11ページ。

62 斎藤高行「二宮先生語録358」『全集第36巻』441ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』58ページ。

金は孫のようなものであり、加入金は嫁のようなものだと、なぞらえたのである。

ここで報徳金とよばれたものは、別名、(報徳)元恕金とも、(報徳)冥加金ともよばれたものである。

いずれにしても、報徳の仕法においては、無利子で融資される場合があるのである。そしてそのファンドが、借入れ経験者の自主的な寄付、あるいは純粹のボランティアの提供に依っているところが、非常にユニークである。これに類似の融資制度は、ほとんど見当たらないのではないだろうか。

8) 推譲

最後にあるのが「譲」、あるいは「推譲」である。すでにみたように、推譲には種々がある。「今年のを来年のために蓄うる」貯蓄も推譲であり、「子孫に譲る」資産の相続も推譲であり、「親戚、朋友に譲ると、郷里に譲ると、国家に譲ると、そのいずれの再分配も推譲である。要するに推譲とは、いま保有している生産物、財産の一部を手放すことをいうのである。

推譲についての中心の問題は、なぜ推譲が必要なのか、ということである。なぜなら誰でも自分の保有物を手放したくない、というのが「本能」であろうからである。もちろん、苦労人の尊徳がそのような単純な道理を知らないわけがない。それでは、彼はなぜ推譲の重要性を強調するのだろうか。実は、尊徳は推譲にいくつかの根拠を与えているのである。

第1は、開国の術は推譲にあったということである。

尊徳は「天祖開国の術、けだし譲道にあるのみ」という。なぜなら、いまここに一両の資金で荒田を耕して(一両に値する)一石の収穫があったとして、それをすべて食べてしまえば、永遠にそれ以上の収穫を望むことはできないが、しかし、もし消費を節約して他の荒田に耕せば、翌年の収穫物は増加するであろう。それを毎年繰り返していけば、やがてはすべての荒田を開墾することができる。これがすなわち「天祖開国の術」であり、「鴻荒(太古)の世、貨幣を論ずるなし(いうまでもなく)、耒耜(すき)、鋤鋤(くわ)も未だ備はらず。然れども一譲道を以てせば、則ちこれを闢くに難からず」だったのである。したがって、「いはんや、器財全備の今世に於て」は、荒蕪を墾き、廢国を興すことは決して難しいことはない、というのである⁶³。これは現在でも、「今年のを来年のために蓄うる」として保持されている、貯蓄の原理である。

第2は、推譲は個人の破産を防ぎ、家産を維持する方策だということである。

たとえば、ある人が出精して、一代で家産を五十石から百石に増やしたとする。その人は過去の自分を承知しているから、百石の身代になっても五十石の生活をつづけるかも知れない。しかし、その子孫になると、百石の生活に慣れてしまい、それ相応の働きをしな

63 斎藤高行「二宮先生語録3」『全集第36巻』342ページ。斎藤・佐々井『訳注語録』342ページ。

いで百石の生活をしようとする。すると、分を超えた生活をするようになって、やがて借財に苦しむ結果になるだろう。これを防ぐには、推譲の道を会得するしかない。そこで尊徳は、「故に予、常に推譲の道を教ゆ。推譲の道は百石の身代の者、五十石にて暮しを立て、五十石を譲るを云〔ふ〕。此の推譲の法は我が教へ〔の〕第一の法にして、則〔ち〕家産〔を〕維持し、かつ漸次増殖〔する〕の法なり。家産を永遠に維持すべき道は、此〔の〕外になし」⁶⁴というのである。

第3は、推譲は君主の治政の基本だということである。

これは尊徳が相馬藩の家老草野正辰に論した話に示されている。尊徳はいう、「夫れ国家の政体は多端なるが如しといへども、これを要するに、取ると施すとの二つに止まれり。此の二つを外にして、また何事かあらんや。…取ることを先んずれば、国衰へ、民窮し、怨望起り、衰弱極まる。甚だしきは国家傾覆、亡滅の大患に至れり。施すことを先んずる時は、国盛んに、民豊かなり。人民これに帰し、上下富饒にして、百世を経るといへども国家益〔々〕平穏なり。…治平暴乱の由って起る所、皆斯にあらざるものなし。

然るに世の民を治るや、貢税を取るを以って先とし、與ふるを以って後とす。先づ與へざれば、民〔は〕その生〔活〕を安んぜず。民〔の〕貧なる時は、放僻、邪肆至らざるところなし。つひに貢税減少し、土地荒蕪し、

上下の大患となる。與ふることを先とする時は、民〔は〕その生〔活〕を楽しみ、業を楽しみ、土地毎年に関け、生財窮まりなく、国の衰廢〔を〕求むといえども、復た得べからず。この故に、取與の先後を明〔らか〕にして、しかる後に政事を行ふもの〔を〕、政〔治〕を知るものとなすべし」⁶⁵。

これで、推譲の意義が明らかになったと思う。ある人が今期の収穫物の一部を消費することを節約して、それを種蒔けば、来期に収穫が増加してより豊かな生活が実現するように、自己の所得や資産の一部を手放して周囲の人々に与えれば、奢侈に溺れて負債を招く危険が避けられるばかりでなく、周囲の人々からも感謝されるのであり、為政者が人民の労働の成果であり、生活の糧であるものを奪うことなく、より多くを彼らの手に残すようにすれば、民の生活は豊かになり、国は栄えて社会は安定するのである。これが推譲のメリットである。ここでも、尊徳の眼は長期の、広い視野でみた成果に注がれていることに留意をしたい。

V. 二宮尊徳の思想と実践について

以上、われわれは二宮尊徳の生涯、彼が一生をかけて実践した「仕法」の内容、そしてその過程で彼が生み出した思想、宗教観、経済学を、早足で検討してきた。これだけで二宮尊徳の全体像を描くことができないことは、いうまでもない。第1に、第II節でも述

64 福住正兄「二宮翁夜話146」『全集第36巻』771ページ。福住・佐々井『訳注夜話(上)』163ページ。

65 富田高慶「報徳記」『全集第36巻』214～215ページ。富田・佐々井『補注報徳記(下)』120～122ページ。

べたように、桜町仕法以外に数多くの仕法が尊徳の手で実施されているが、その各々がそれぞれ環境も、内容も、結果も異なるからである。第2に、尊徳には、『三才報徳金毛録』『大円鏡』『報徳訓』などの多くの著作があるにもかかわらず、本稿ではそれらについて、ほとんど触れることが出来なかったからである。いまは何よりも筆者の力量が不足しているため、これ以上の研究はおこなえない。他日を期したい。

とりあえず、本稿でたどり着いた結論をいくつか要約して、われわれの二宮尊徳論を築くための足掛りとした。

第1は、尊徳の人となりである。

彼は貧農の家に生まれ、少年期に相次いで両親を喪うというドン底の境遇から成長していった。したがって、正規の教育を受けるチャンスをもたなかった。親戚、村人の家に寄宿しながら、独力で働き、読書をし、一家を再興しようと努力した。このことが、尊徳の事業を考える場合に、決定的に大事だと思う。

そこから生まれるごく自然な帰結は、一つは自分の経験に照らし合わせて納得できない学説は信用しないということであり、もう一つは高邁な学説を自分なりに消化し、理解するということである。日本は先史以来、文明の端に位置してきたために、日本人は外来の思想に対して過度に臆病になり、その内容を理解しないまま崇拜するという悪い習癖を持ちつづけて、今日に至っている。尊徳の一生は、われわれのそうした悪癖を除去するのに、おおいに役立つであろう。

第2は、尊徳の仕法の特色である。

江戸時代を通じて、享保の改革、寛政の改革、天保の改革など、多くの幕府の政策がおこなわれたことは周知の事実である。各藩においても儒学者を招いて藩校を作り、藩政の改革をおこなったことが知られている。しかし、そのほとんどは「武士の、武士による、武士のための改革」であって、人口の八割を占める農民の生活を向上させるための改革ではなかった。

もちろん農民のための改革がなかったわけではない。名古屋藩士の出身と伝えられる大原幽学は武士の身分を捨てて、尊徳とほぼ同じ時代に関東の下総において、農村開発に一生を尽した。同じ時期に、大坂町奉行所の与力だった大塩平八郎も天保7年の飢饉の後、飢民を救わんとして天保8年に乱を起こした。しかし、大原も大塩も武士の視点を捨てられなかったためか、いずれも業半ばにして悲劇的な死を遂げたのである。

第1節でみたように、尊徳の仕法もまた成功、失敗の相半ばするものであった。しかし仕法が失敗した場合には、仕法を依頼してきた領主の側で分度が確立しなかったことが失敗の原因であって、尊徳の責任ではない。大原や大塩と比較すれば、尊徳の事業の方がはるかに成功であったといえよう。われわれの推測では、尊徳が農民出身であり、農民の生活や心情をよく理解し、農民に密着した仕法を編みだしたことが、尊徳の仕法を成功させた原因だったと思う。

第3に、尊徳の宗教観である。

第Ⅲ節でみたように、彼の宗教は、太陽信仰を基礎にすえて、神道と儒教と仏教を混合した「三教合一」の宗教であった。われわれはこれを日本人の心底にある宗教観を的確に表現した、独創的な宗教観だと思う。日本人はキリスト教やイスラム教のような、唯一絶対神をもたない。仏教についても、その經典を理解しているものは少ない。そのため、日本人は一種の宗教コンプレックスに陥ってしまい、外国人から「日本人の宗教は何か」と問われると、大半の人々は戸惑って、「日本人には宗教はない」などといって、ごまかしてしまうことが多い。

しかし、われわれ日本人は、本当は宗教心の厚い、信心深い国民である。われわれは日々の生活のなかで、神社にも参拝すれば、寺院にも参拝し、両親の位牌や先祖の墓を拝んだりもしている（祖先崇拜は仏教本来の儀式ではないにもかかわらず）。また、農家が毎年春秋の決まった日に「田の神様」を招いて豊作を祈願し、あるいは感謝する祭りを厳格に続けてきたり、村を挙げて夏祭りや秋祭りを継承してきたという事実も、見逃せない。それが実は日本人の宗教心なのであり、それらを突き詰めて考えていけば、おそらく尊徳の宗教観に行き着くことになるであろう。本稿の一つの目的も、この尊徳の宗教観を探ることにあっただが、こうした日本人独自の宗教観を掘り出して、現代に生かす努力がなされるべきだと思う。

第4は、仕法をめぐる尊徳の思想と手法である。彼は仕法を実行する過程で、さまざま

な独創的なアイデアを生み出した。

①彼はまず、天道と人道との相違を指摘し、天道は自然の循環であり、永遠に変わらないものであるのに対して、人道は人間が作意をもって自然に働きかけ、自然を改良して生活を向上させ、社会をよりよく組織するために必要であること、したがってまた、人間の努力次第では人道は廃れ、あるいは社会に害を及ぼすことを明らかにした。

②彼はまた、人々が生活に分度を立て、分度内で生活することの重要性を明らかにした。分度内で生活をするということは、分度外の余剰を非常時にそなえたり、困窮者に分かち与えるために積み立てるということである。「分度が確立すれば、どのような困窮者でも、荒廃した村でも、借財の多い藩でも復興することができる」という尊徳の言葉は、それを聞く人々に大きな勇気を与えたことであろう。「問題は開発資金が不足しているのではなく、いままでの生活態度や治政のあり方が間違っていたのだ」ということを自覚することこそ、貨幣経済のなかで、ともすれば生活の困窮に嘆く（古今東西の）大半の人々にとって、重要な認識である。こうした言葉は、無一文から出発した尊徳ならではの着想のように思えるのである。

③そして最後に彼が指摘したのが、推譲である。推譲は、身近なところでは貯蓄であり、自分の子孫に対する保育、贈与、遺産である。しかし尊徳は、天地開闢以来の社会の発展も推譲によって可能になったのだと指摘し、富を蓄積しつつある人間が将来に破産しないた

めにも、あるいは為政者が国家を繁栄させるためにも、推譲が必要なのだというのである。こうした、一見するとパラドキシカルにみえる主張のなかに真理が含まれていることを発見すると、われわれは改めて尊徳の思想の深さに驚嘆せざるをえない。民から「奪う」政治をするのか、民に「譲る」政治をするのかと問われたならば、多くの政治家はどう答えるのだろうか。

④われわれは、助貸（無利息貸付）のユニークさについても、すでに指摘した。この制度には、人間のエゴイズムが入る余地がない。ただ善意だけが、この制度を発展させ、利用者の数を増加させる。しかし、考えてみれば、クリスチャンが熱心に行っているチャリティの活動や、最近はやりのボランティア活動は、この助貸の変型に過ぎないのではないだろうか。日本の農村に伝えられてきた「結い」のしきたりも、労働力を媒介とした助貸と考えられる。

科学としての経済学は、あまりにも多くの注意を「市場における取引」に注いできたために、こうした直接的な利益につながらない取引になじまないが、それは、経済学の方に問題があるというべきであろう。

第5に、われわれは、尊徳の仕法が開発途上国の農村開発にも活用できる側面があることを指摘したい。たしかに、現在の開発途上国は、グローバル・エコノミーのなかに置かれ、工業化と工業製品の輸出促進が経済発展の指標になっているので、19世紀半ばの鎖国中の農業社会における農村開発は、現在の途

上国の指導者には役立たないと思われるかも知れない。しかし、もう少し丁寧に問題をみると、そうは断言できないことがわかるであろう。

1つは、先進国の援助がなくとも、国民の熱意があれば開発は自力で達成することができる、ということである。このことは、かつての従属理論のように、世界経済からデリンキング（経済取引を遮断）することを意味するものではない。援助が有効であれば、それを活用すればよい。しかし、「援助がなければ開発が達成できない」ということはないのである。なぜなら、経済開発を成功するか否かを決定する最大の決め手は、国民の努力なのであるから。この原則が確認することが重要である。

2つ目に、経済開発に際してもっとも重要な要素は、自然環境や世界の経済環境、技術水準などを天道と考えて、これに逆らうことなく、とはいえこれに流されることなく、その国の人道に従った社会を構築することである。

そのために重要なことは、①まず長期の計画を立てることである。過去の実績を克明に調査して基礎を作り、将来も10年、20年にわたる開発を覚悟することが大事である。②次に、国家の分度を立てることである。国民が分を超えた生活を慎み、貯蓄をして、余剰を投資資金にまわせば、開発が軌道に乗るであろう。反対に、国民に消費を煽って、それで有効需要が形成されたと喜んで、やがては需要が供給のキャパシティを超えて、インフ

レが起こり、経常収支が赤字になって、開発は行き詰まるであろう。

3つ目に、国民が勤勉にそのチャンスを活用する必要がある。外国企業が直接投資をしてきて、国内で工場を操業させたとしても、国民がその技術を修得する能力がなければならぬし、比較優位にそった輸出品を開発できなければならないであろう。

4つ目に、為政者が推譲の政治を実施することが、もっとも重要である。これがなくてはどれほど立派な分度（開発計画）が立てられようと、国民が勤勉であろうと、開発は成功しない。「民が豊かになれば国家が発展する」という、尊徳の言葉は多くの為政者によって噛みしめられるべきであろう。

参考文献

『二宮尊徳全集』（全36巻）、二宮尊徳偉業宣揚会、1931年。

『解説二宮尊徳翁全集』（全6巻）、解説二宮尊徳全集刊行会、1937年。

現代版報徳全書（一円融合会）

富田高慶著・佐々井典比古訳注『補注報徳記』（改版）1976年。

二宮尊徳著・佐々井信太郎訳注『報徳文献選集』1955年。

佐々井信太郎『報徳生活の原理と方法』1955年。

斎藤高行著・佐々井典比古訳注『訳注二宮先生語録』1958年。

宮西一積『報徳仕法史』1956年。

福住正兄著・佐々井典比古訳注『訳注二宮翁夜話』1958年。

『二宮尊徳研究文献目録』龍溪書舎。

『二宮尊徳研究文献目録補遺』報徳博物館。

八木繁樹「二宮尊徳関係主要文献」、長沢源夫編『二宮尊徳のすべて』新人物往来社、1993年、所収

上杉允彦「報徳思想の成立—桜町仕法を中心として—」『栃木県史研究、第14号』1977年。

内山稔『尊徳の経済実践倫理』高文堂出版社、1978年。

児玉幸多責任編集『二宮尊徳』中央公論社、1970年。

佐々井信太郎『二宮尊徳研究』岩波書店、1927年。

佐々井信太郎『二宮尊徳伝』日本評論社、1935年。経済往来社、1977年。

下程勇吉『二宮尊徳の人間学的研究』

富田高慶述『報徳記』岩波文庫、1933年。

留岡幸助『二宮尊徳とその風化』警醒社書店、1907年。

八木繁樹『定本報徳読本』緑陰書房、1983年。

八木繁樹『報徳運動百年のあゆみ』龍溪書舎、1980年。

The Rural Development of NINOMIYA SONTOKU

Tadahiro UEMATSU*

ABSTRACT

This paper aims to clarify the significance of NINOMIYA SONTOKU's rural development and its religious foundation. NINOMIYA SONTOKU (1787 ~ 1856), born in a poor family and met with a misfortune of losing his parents in his youth, could not have an opportunity to get a formal education but endeavored to reconstruct NINOMIYA family with his effort.

At his age of thirty-six, SONTOKU was ordered by the Lord of Odawara, as an able farmer, to direct rural development of three villages. These villages were paying only one-third of nominal land tax of rice due to the decrease of rice production and rural population. SONTOKU succeeded in doing this by his fifteen-year practice which made rice of land tax twice as much as before.

Hearing this success, villagers and rulers around this area rushed to SONTOKU to ask the same kind of rural development at their villages. The latter half of his life was thus occupied with rural development.

The uniqueness of SONTOKU's rural development lies in (1) a long-term survey of the past tax record and a reasonable plan to raise land tax, (2) the cultivation of wasteland, (3) the award of industrious villagers by SONTOKU and sometimes by villagers themselves, (4) the loan of money with no interest to the debtors, and (5) the guidance of the rulers to cut down the expenditure and to curtail the tax. Success or failure of the rural development depended mainly on whether or not the rulers did obey his guidance.

SONTOKU developed his unique ideas on religion and economic ethics in promoting rural development. He differentiated between the law of heaven (e.g. the circulation of four seasons or the vicissitude of life) and the law of man (e.g. making advantage of four seasons or the control of the vicissitude) and persuaded people three virtues of industriousness, thrift and concession which consisted of his moral philosophy. It is interesting to see that his philosophy was based upon his idea of religion that sun was the origin of human activities and that Confucian ethics supported the social development.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.